

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和 3 年 3 月

甘 楽 町

目次

第1章	計画策定の基本的考え方	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
1	他計画との関係（関係法令）	2
2	計画目標年度	3
3	計画の範囲	4
第2章	甘楽町の概要	
第1節	自然特性	5
1	位置・地形	5
第2節	社会特性	6
1	人口動態等の状況	6
2	産業	9
3	土地利用	9
第3章	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	
第1節	ごみ処理行政の動向	10
1	関係法令	10
2	国・県の動向	12
3	甘楽町の関連計画	15
4	SDGs（持続可能な開発目標）	16
第2節	ごみ処理の現状及び課題	17
1	ごみ処理体制	17
2	ごみ処理の実績	24
3	ごみ処理の評価	43
4	ごみ処理の課題	46
第3節	ごみ処理基本計画	48
1	基本目標	48
2	基本方針	49
3	基本目標達成のための役割	50
4	ごみの発生量及び処理量の見込み	52
5	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の取組み施策	54
6	ごみ処理計画	71
7	その他	77
資料編		
資料1	ごみ排出量等の推計結果	78
資料2	甘楽町廃棄物減量等推進審議会委員名簿	80
資料3	本計画策定までの経緯	81

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定として、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

甘楽町（以下、「本町」という。）では、平成23年度から平成32年度（令和2年度）までを計画年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「旧計画」という。）」を策定し、ごみの減量と資源化に関する取組みを推進してきました。

また、一般廃棄物処理基本計画については、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直すことが適切であるとされています。

旧計画は、平成27年度に中間目標年度を迎え、計画の見直し時期となっていたことから、国や群馬県の動向及び本町の現状を踏まえて、平成28年度に旧計画を見直しました。（以下、「改訂計画」という。）

旧計画や改訂計画において設定した目標を達成すべく、ごみの発生抑制や資源化に取り組んだ結果、平成26年度以降、1人あたりのごみ排出量は県内1位の少なさを保持し続け、リサイクル率も国平均・県平均を上回ることができました。

今後も、行政、町民、事業者が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組みを推進するための指針として、旧計画が終了するため新たに「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

本計画では、ごみの排出・処分の現況をまとめ、今後の排出量・処分量を予測し、さらなるごみの減量化・簡素化を促すために必要な施策や適正な処理の方針についてまとめています。

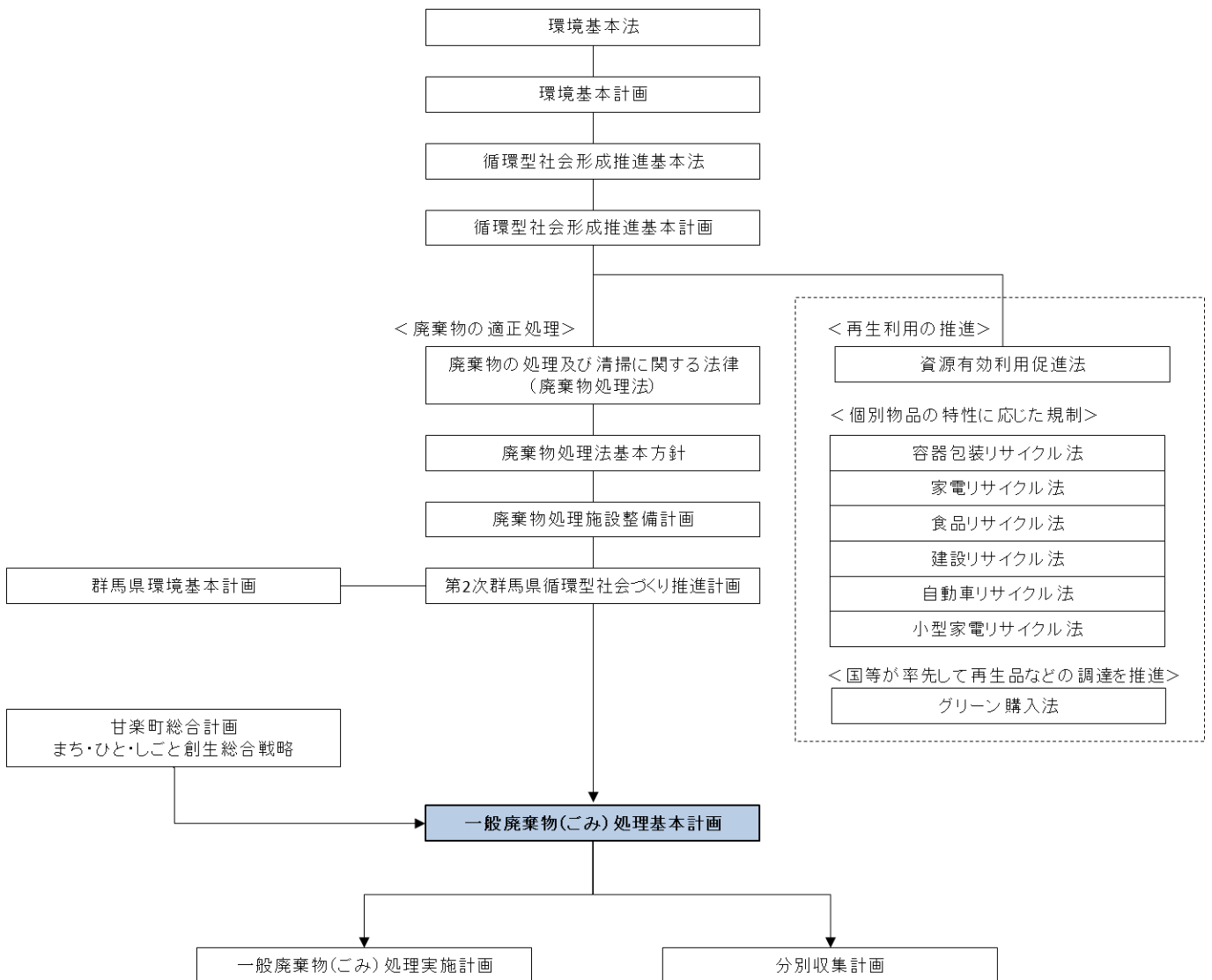
第2節 計画の位置づけ

1 他計画との関係（関係法令）

本計画は、本町の循環型社会形成の推進と低炭素社会の実現に配慮し、国や群馬県の上位計画や甘楽町総合計画との整合を図りつつ策定するものです。

以下の図 1-2-1 に、本計画の位置づけを示します。

図 1-2-1 計画の位置づけ



2 計画目標年度

本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」により、目標年度を10年先におき、令和3年度（2021年度）を初年度、令和12年度（2030年度）を目標年度とします。国、県の方針、計画を踏まえ、令和7年度を中間年度とします。目標設定等にかかる基準年度は令和元年度とします。（本町の実績値も令和元年度を基準とします。）

なお、本計画は、初年度から5年後、または制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢の変化に応じて数値目標や重点施策などについての達成度及び各々の取組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

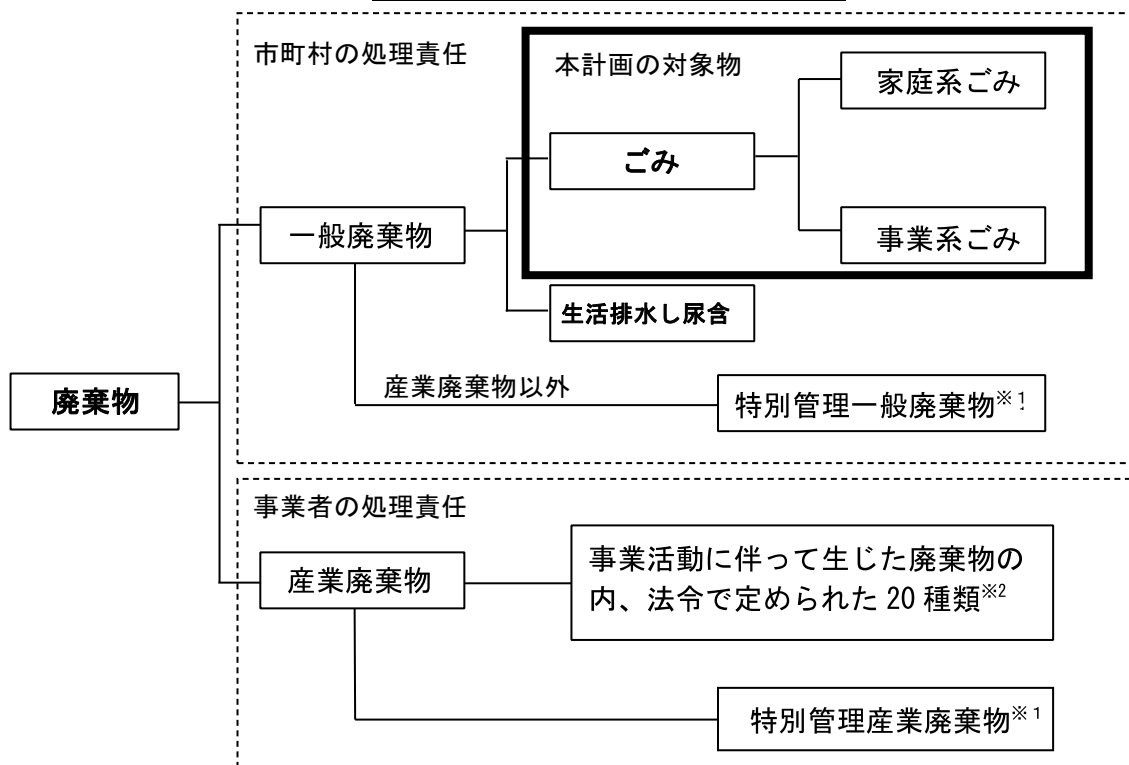
また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

基準年度	令和元年度	（2019年度）
計画初年度	令和3年度	（2021年度）
中間年度	令和7年度	（2025年度）
目標年度	令和12年度	（2030年度）

3 計画の範囲

計画対象区域は本町全域とし、計画対象物は本町で発生する一般廃棄物（ごみ）とします。

図 1-2-2 計画の対象とする廃棄物



※1 特別管理一般廃棄物及び特別産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物のことをいう。

※2 法令で定められた 20 種類：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊細くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので上記に該当しないもの。

参考：環境省

第2章 甘楽町の概要

第1節 自然特性

1 位置・地形

本町の位置を図 2-1-1 に示します。

本町は群馬県の南西部に位置し、北緯 36 度 14 分 23 秒、東経 138 度 55 分 30 秒の位置にあり、総面積は、58.61km²となっています。

東は高崎市、西と北は富岡市、南は熊倉山や稲含山系を境に藤岡市、甘楽郡下仁田町に隣接しています。

南の稲含山（標高 1,370m）から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地（中央平均標高 300m）、北部の平坦地（標高 115m）と変化に富んでいます。

富岡市との境界を鐺川が流れ、町の中心部に雄川、西部に下川、東部に天引川が流れ、それぞれ北部で鐺川に注いでいます。

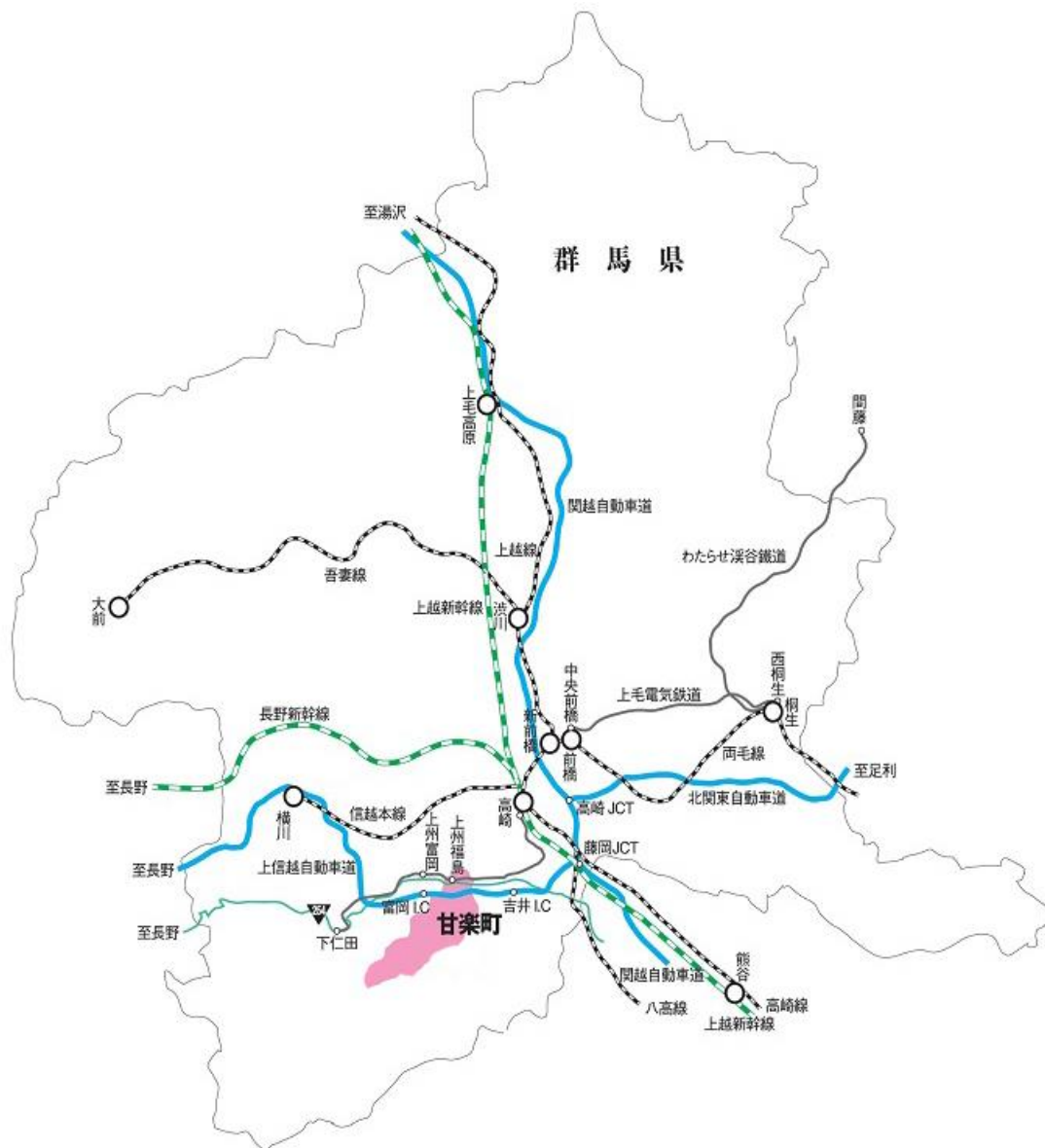


図 2-1-1 本町の位置

第2節 社会特性

1 人口動態等の状況

人口動態

平成22年度から令和元年度の人口を図2-2-1に、年齢別人口の推移を表2-2-1に、人口ピラミッドを図2-2-2に示します。

本町の人口は平成22年度以降減少傾向を示し、令和元年度には13,139人となっています。

老年人口の増加、年少人口、生産年齢人口の減少が進み、令和元年度の65歳以上の人口割合は33.4%となっており、平成22年度に対して8.1ポイント増加しています。

男女別年齢別構成では、男女とも65～69歳が最も多く、次いで男性は70～74歳、女性は85歳以上が多くなっています。

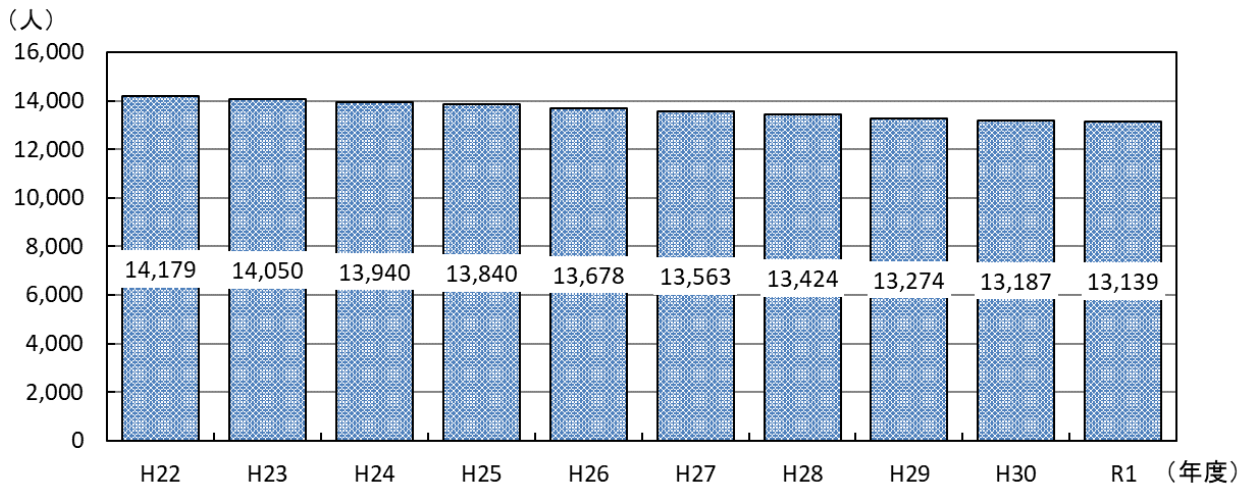


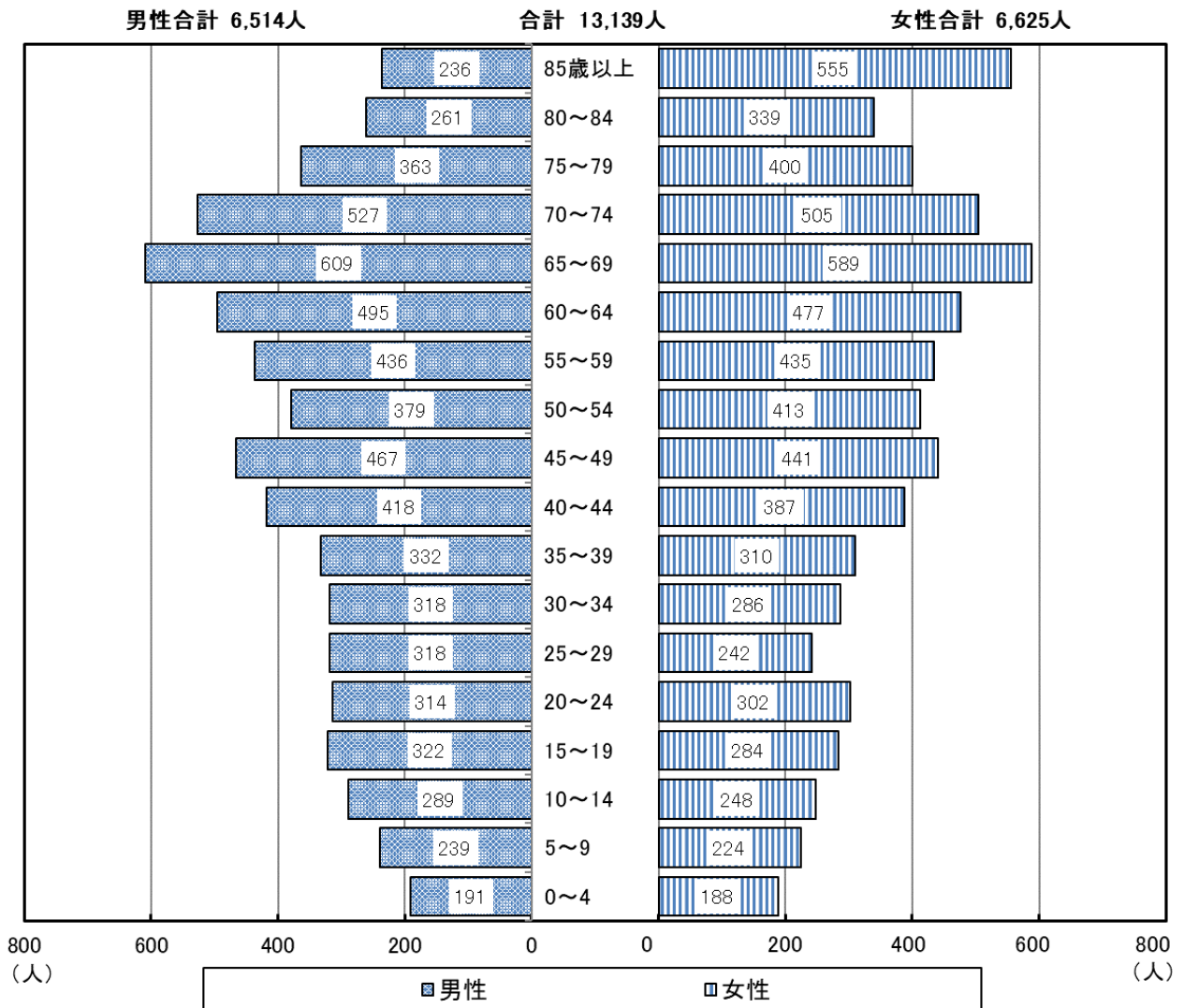
図 2-2-1 人口の推移

(資料：住民基本台帳人口（各年度9月30日現在）)

表 2-2-1 年齢別人口の推移

年度	総人口	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
H22	14,179	1,706(12.0)	8,888(62.7)	3,585(25.3)
H26	13,678	1,523(11.1)	8,229(60.2)	3,926(28.7)
R1	13,139	1,379(10.5)	7,376(56.1)	4,384(33.4)

(資料：甘楽町「地区別年齢別人口集計表（各年度9月30日現在）」)



(資料：甘楽町「地区別年齢別人口集計表（令和元年9月30日現在）」)

図 2-2-2 人口ピラミッド

1) 世帯数

平成 22 年度から令和元年度の世帯数を図 2-2-3 に示します。

本町の世帯数は平成 22 年度以降増加傾向を示し、令和元年度には 5,064 世帯となっています。

人口が減少する一方で世帯数が増加している理由としては、核家族化の進行や共同住宅の増加が考えられます。

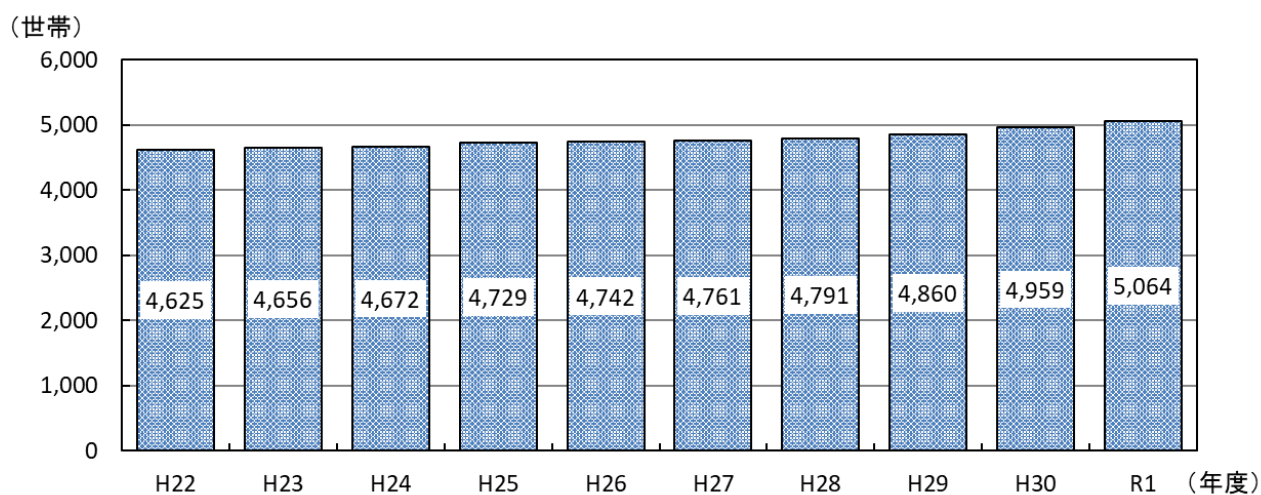


図 2-2-3 世帯数の推移

(資料：住民基本台帳人口 (各年度 9 月 30 日現在))

2 産業

産業別就業人口の調査結果を表 2-2-2 に示します。

就業人口の構成は第 1 次産業 9.8%、第 2 次産業 38.8%、第 3 次産業 49.8%となっています。第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口は減少し、第 3 次産業は増加傾向を示しています。特に、サービス業の就業者が増加しています。

表 2-2-2 産業中分類別の従業者数の実績

(単位：人)

産業分類	年度	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H27 構成比
第1次産業		1,039	1,008	772	689	9.8%
農業		1,026	1,008	772	673	9.6%
林業・狩猟業		13	0	0	14	0.2%
漁業・水産養殖業		0	0	0	2	0.0%
第2次産業		3,492	3,127	2,921	2,722	38.8%
鉱業		4	3	2	1	0.0%
建設業		885	722	645	589	8.4%
製造業		2,603	2,402	2,274	2,132	30.4%
第3次産業		3,160	3,451	3,389	3,485	49.8%
電気・ガス・水道事業		24	8	15	11	0.2%
運輸通信業		307	310	333	333	4.8%
卸・小売業		1,027	933	818	790	11.4%
金融・保険・不動産		163	162	179	176	2.5%
サービス業		1,415	1,819	1,856	1,976	28.2%
公務		224	219	188	199	2.8%
分類不能		20	65	1	111	1.6%
合計		7,711	7,651	7,083	7,007	100.0%

(資料：総務省統計局「国勢調査」)

3 土地利用

本町の土地利用の状況は表 2-2-3 に示すとおりです。

宅地、雑種地は年々増加し、田、畑、山林は減少傾向にあります。

表 2-2-3 土地利用状況

(単位：面積ha、比率%)

年度	総面積	田		畑		宅地		山林		雑種地		その他	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
H22(2010)	5,857	246	4.2	906	15.5	382	6.5	2,282	39.0	214	3.7	1,827	31.2
H23(2011)	5,857	246	4.2	905	15.5	383	6.5	2,278	38.9	214	3.7	1,831	31.3
H24(2012)	5,857	246	4.2	903	15.4	384	6.6	2,274	38.8	215	3.7	1,835	31.3
H25(2013)	5,857	245	4.2	901	15.4	385	6.6	2,270	38.8	216	3.7	1,840	31.4
H26(2014)	5,857	244	4.2	896	15.3	388	6.6	2,271	38.8	219	3.7	1,839	31.4
H27(2015)	5,861	243	4.1	886	15.1	388	6.6	2,260	38.6	224	3.8	1,860	31.7
H28(2016)	5,861	242	4.1	881	15.0	391	6.7	2,258	38.5	225	3.8	1,864	31.8
H29(2017)	5,861	242	4.1	878	15.0	392	6.7	2,258	38.5	227	3.9	1,864	31.8
H30(2018)	5,861	241	4.1	873	14.9	393	6.7	2,258	38.5	232	4.0	1,864	31.8
R1(2019)	5,861	241	4.1	870	14.8	395	6.7	2,257	38.5	233	4.0	1,865	31.8

(資料：甘楽町「土地概要調書」)

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 ごみ処理行政の動向

1 関係法令

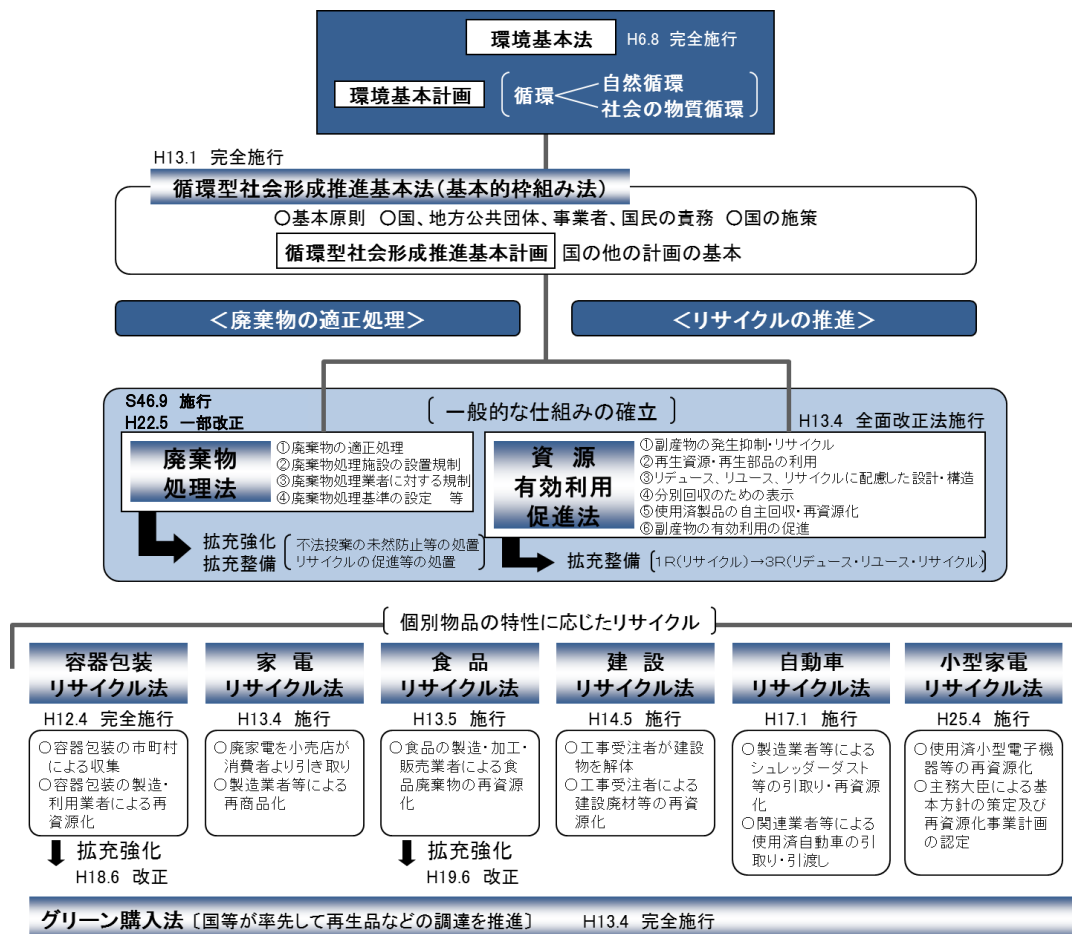
1) 関係法令の概要と体系

国が法整備を進める循環型社会形成推進のための詳細な法体系は、図 3-1-1 に示すとおりです。

平成 13 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、「廃棄物の適正処理」と「リサイクルの推進」の 2 つの方針に対応した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」と「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が位置づけられています。

また、各種廃棄物について個別物品の特性に応じたリサイクルを行うため、各種リサイクル法（「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「小型家電リサイクル法」）が施行されています。

さらに、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定され、平成 13 年 4 月に完全施行されています。



（資料：経済産業省「資源循環ハンドブック 2018」を基に作成）

図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

関係法の概要は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
H 6. 8 (1994.8)	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12. 4 (2000.4)	容器包装リサイクル 法完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13. 1 (2001.1)	循環型社会形成推進 基本法完全施行 (循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13. 4 (2001.4)	家電リサイクル法完 全施行(家電品)	平成 13 年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法 完全施行(各種製 品、パソコン等)	10 業種・69 品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成 13 年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全 施行 (自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13. 5 (2001.5)	食品リサイクル法完 全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14. 5 (2002.5)	建設リサイクル法完 全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17. 1 (2005.1)	自動車リサイクル法 完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25. 4 (2013.4)	小型家電リサイクル 法(小型家電)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等(計 96 品目)の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めています。

2 国・県の動向

1) 国の方針、県の計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。(以下「廃棄物処理法」という。))に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成 11 年(1999 年) 3 月	群馬県ごみ処理施設適正化計画(群馬県)
平成 13 年(2001 年) 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(国)
平成 14 年(2002 年) 3 月	第 1 次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成 15 年(2003 年) 3 月	第二次循環型社会形成推進基本計画(国)
平成 17 年(2005 年) 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
平成 17 年(2005 年) 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成 18 年(2006 年) 6 月	第二次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
平成 20 年(2008 年) 1 月	一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)(群馬県)
平成 20 年(2008 年) 3 月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成 20 年(2008 年) 6 月	ごみ処理基本計画策定指針(国)
平成 23 年(2011 年) 3 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成 23 年(2011 年) 3 月	循環型社会づくり推進計画(群馬県)
平成 25 年(2013 年) 5 月	廃棄物処理施設整備計画(国)
平成 25 年(2013 年) 5 月	第三次循環型社会形成推進基本計画改定(国)
平成 25 年(2013 年) 6 月	ごみ処理基本計画策定指針改定(国)
平成 26 年(2014 年) 3 月	災害廃棄物対策指針策定(国)
平成 28 年(2016 年) 1 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成 28 年(2016 年) 3 月	第二次群馬県循環型社会づくり推進計画(群馬県)
平成 28 年(2016 年) 9 月	ごみ処理基本計画策定指針改定(国)
平成 29 年(2017 年) 3 月	一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)(群馬県)
平成 29 年(2017 年) 3 月	群馬県災害廃棄物処理計画(群馬県)
平成 30 年(2018 年) 6 月	廃棄物処理施設整備計画(国)

2) 国、県の達成目標

(1) 国の減量目標等

国は、平成 25 年 5 月策定の「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び平成 28 年 1 月策定の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(「廃棄物処理法の基本方針」)の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、平成 30 年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」において、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施目標及び概要が定められています。

国の減量化目標等は、表 3-1-3 から表 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-3 国の減量化等の目標 (第三次循環型社会形成推進基本計画)

区分	第三次循環型社会形成推進基本計画	
	平成 12 年度	平成 32 年度(令和 2 年度)
排出削減	●ごみ総排出量(g/人・日)を 25%削減	
	約 1,185g	約 890g
	●資源ごみ、集団回収量を除いた家庭系ごみ量(g/人・日)を 25%削減	
	約 660g	約 500g
排出削減	●事業系ごみ量(t/年)を 35%削減	
	約 1,799 万 t	約 1,170 万 t
リサイクル率	—	
最終処分量	—	

表 3-1-4 国の減量化等の目標 (廃棄物処理法の基本方針)

区分	廃棄物処理法の基本方針	
	平成 24 年度	平成 32 年度(令和 2 年度)
排出削減	●ごみ総排出量※(t)を約 12%削減 ※ごみ総排出量:収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量	
	●資源ごみ、集団回収量を除いた家庭系ごみ量(g/人・日)を約 500g ※第三次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合	
リサイクル率	約 27%	
最終処分量	14%削減	
その他目標	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物エネルギー利用の観点からの目標について 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加 ■1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に係る目標量 「平成 12 年度比約 25%減」(=1人1日当たり約 500g) ■減量化の目標量の達成に資する取組目標 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数: 43 市町村(平成 25 年度)→200 市町村(平成 30 年度) ・家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合: 約 59%(平成 25 年度)→100%(平成 30 年度) ・使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合: 約 43%(平成 25 年度)→80%(平成 30 年度) 	

表 3-1-5 国の廃棄物処理施設の整備目標（廃棄物処理施設整備計画）

区 分	廃棄物処理施設整備計画	
	平成 29 年度	平成 34 年度(令和 4 年度)
排出削減	—	
リサイクル率	27%	
最終処分場の整備目標	一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 29 年度の水準(20 年分)を維持する。	
ごみ焼却施設の整備目標	■期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%(平成 29 年度見込み)→21%(平成 34 年度)	

(2) 群馬県の減量目標等

群馬県では、平成 28 年 3 月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、国の減量化目標と同様に目標値を定めました。数値目標は、表 3-1-6 に示すとおりです。同計画では、循環型社会実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すとともに、前計画策定後に国において策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画(平成 25 年 5 月)」を踏まえ、循環させる資源の「量」に着目した取組に加え、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。

なお、平成 31 年度に目標年度を迎えたことから、次期計画となる「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を現在策定中です。

表 3-1-6 群馬県の減量化等の目標（第二次群馬県循環型社会づくり推進計画）

区 分	第二次群馬県循環型社会づくり推進計画	
	平成 20 年度	平成 31 年度
排出削減	●県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量(g/人・日) <u>913g 以下まで削減(約 13%削減)</u> (※平成 25 年度実績 1,050g)	
	●県民 1 人 1 日当たりの生活系可燃ごみの排出量(g/人・日) <u>464g 以下まで削減(約 20%削減)</u> (※平成 25 年度実績 583g)	
リサイクル率	●再生利用率(%) <u>25%以上(約 9.4 ポイント増加)</u> (※平成 25 年度実績 15.6%)	
最終処分量	●最終処分量(千 t) <u>79 千 t 以下まで削減(約 11%削減)</u> (※平成 25 年度実績 89 千 t)	

(資料：群馬県「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」)

3 甘楽町の関連計画

1) 甘楽町総合計画

本町では、「甘楽町第5次総合計画書（平成24年3月）」において、町のあるべきすがたについて今後10年間のまちづくりの指針として定めています。その中で示されている町の基本理念やキャッチフレーズ及びごみ処理に関する施策は、表3-1-7に示すとおりです。

表 3-1-7 甘楽町第5次総合計画書における計画内容

区分	概要
基本理念	小さな町でも光り輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり
キャッチフレーズ	“キラッとかんら安心のまち”
施策の体系	<p>○基本計画 第3章 住み続けたい生活環境のまち</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3項 暮らしにやさしいまち</p> <p>1)循環型社会のまち</p> <p>(1)3Rの推進</p> <p>(2)ごみの適正処理</p> </div>
事業の展開	<p>(1)3Rの推進</p> <p>①循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を促進します。</p> <p>②生ごみなどの有機資源を有効利用するため、生ごみ処理機・コンポスト設置を推進します。</p> <p>③分別収集体制を徹底し、資源ごみの集団回収等に取り組み、一層のリサイクル率の向上に努めます。</p> <p>④廃食油を回収しバイオディーゼル燃料化(BDF)を促進します。</p> <p>⑤使い捨て製品の使用を控え、エコ(マイ)バッグ、マイボトル等の利用を促進します。</p> <p>(2)ごみの適正処理</p> <p>①資源化への行動、分別の徹底を促進し、ごみの減量化を推進します。</p> <p>②高齢社会を踏まえ、収集体制のあり方について検討します。</p> <p>③環境保健協会と連携し、ごみの適正処理と分別収集の強化を図ります。</p> <p>④一般廃棄物最終処分場の延命化を図り、適正な管理運営に努めます。</p> <p>⑤可燃ごみの処理委託を継続するとともに、広域化を視野に入れた処理計画を検討します。</p>

なお、甘楽町第5次総合計画は令和3年度で終了しますが、次期の総合計画においても、本計画の方針等を反映していきます。

2) 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、廃掃法に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとして、平成5年9月に施行されました。




本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

4 ^{イステイナブル}SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (持続可能な開発目標)とは、国連サミットで採択された、17の目標と169のターゲット(具体目標)で構成され、誰一人取り残さないことを目指し先進国と途上国が丸となって取り組む国際社会全体の目標のことです。

中でも特に一般廃棄物(ごみ)処理との関連の深いターゲット(目標)について、表3-1-8に示します。

表 3-1-8 一般廃棄物(ごみ)処理との関連の深いSDGsターゲット(目標)

番号	ゴール	ターゲット(目標)
	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<u>11.6</u> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	持続可能な生産消費形態を確保する	<u>12.3</u> 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
		<u>12.5</u> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<u>14.1</u> 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

第2節 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみ処理体制

1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは、図3-2-1に示すとおりです。

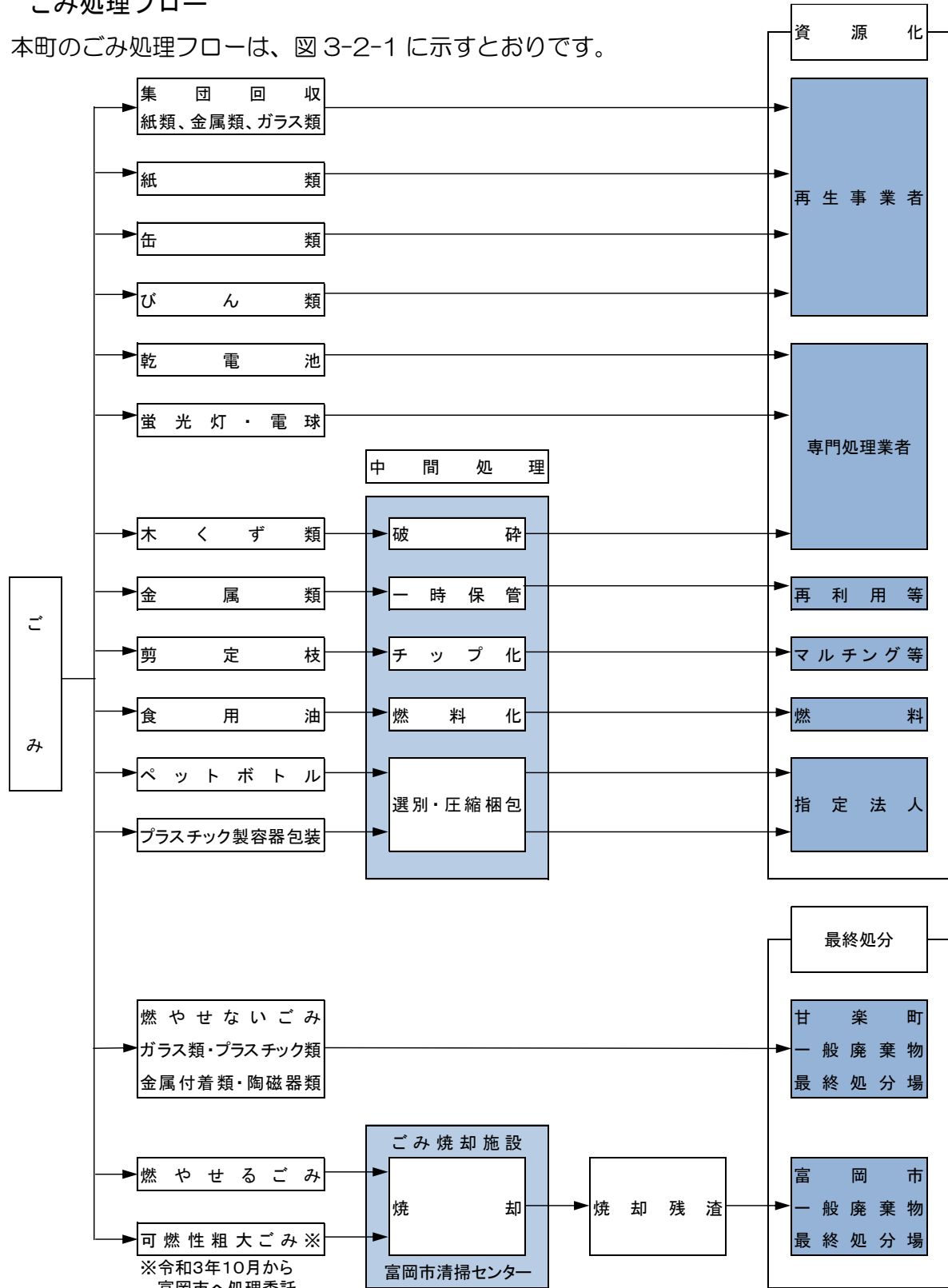


図 3-2-1 ごみ処理フロー

2) 分別区分

家庭系ごみの分別区分は、表 3-2-1 に示すとおりです。

表 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源ごみ	古紙類	新聞	新聞紙(折込、広告・チラシ含む)
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		本、雑誌、雑紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、厚紙、包装紙、その他の紙
	缶類	アルミ缶	ビール缶、酒類、ジュース類等
		スチール缶	缶詰、菓子缶、ジュース類、カセットボンベ、スプレー缶等
	びん類	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん 調味料のびん
		その他の色	酒類のびん
	ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	プラスチック製容器包装類		プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの
	蛍光灯、電球		蛍光灯、白熱電球、LED 照明器具
	廃食油		植物性食用油
燃やせるごみ		生ごみ、貝殻、植物、紙くず、割りばし、アルミホイル、布類、衣類、プラスチック類、ゴム製品、ラップ類、くつ、かばん等	
燃やせないごみ	不燃物	陶磁器類、ガラス、鏡、コップ等	
	金属類	なべ、やかん、包丁、フライパン、さびた缶類、傘の骨組み、小型電化製品等	
粗大ごみ	木くず類	タンス、引き出し、学習机	
可燃性粗大ごみ※		家具、机、いす、布団類、畳、ソファー、カーペット等	
その他	電池	乾電池等	
	剪定枝	剪定枝	

※可燃性粗大ごみは令和 3 年 10 月から富岡市へ処理委託

なお、本町では、危険物及び家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン)などの適正処理困難物は収集していません。

3) 排出方法

家庭系ごみの排出方法は、表 3-2-2 に示すとおりです。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
資源ごみ	古紙類	新聞	ひもで縛る	—
		ダンボール	ひもで縛る	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす ひもで縛る	—
		本、雑誌、雑紙	ひもで縛る	—
	缶類	アルミ缶	水洗いする	収集場所のコンテナ
		スチール缶	水洗いする スプレー缶は穴を開ける	収集場所のコンテナ
	びん類	無色	水洗いする	収集場所のコンテナ
		茶色	水洗いする	収集場所のコンテナ
		その他の色	水洗いする	収集場所のコンテナ
	ペットボトル		キャップ・ラベルを取って水洗いする	半透明の袋
	プラスチック製容器包装類		汚れているものは水洗いする	プラスチック容器包装専用指定袋
	蛍光灯、電球		割らずに出す	収集場所の専用コンテナ
	廃食用油		ペットボトルに入れる	収集場所の専用コンテナ
燃やせるごみ		生ゴミは水を切り、乾燥させる	燃やせるごみ指定袋	
燃やせないごみ	不燃物	割れたガラス等は紙で包む	燃やせないごみ指定袋	
	金属類	資源ごみとして排出する缶類と別にする	燃やせないごみ指定袋	
粗大ごみ	木くず類	町指定業者へ自己搬入	—	
可燃性粗大ごみ*		町指定業者へ自己搬入	—	
その他	電池	基本的に筒型の乾電池	乾電池回収袋または中が見えるレジ袋等	
	剪定枝	ひもで縛る(太さ 5cm 未満、長さ 60 cm 以内)	—	

※可燃性粗大ごみは令和 3 年 10 月から富岡市へ処理委託

4) 収集・運搬

ごみの収集・運搬の状況は、表3-2-3に示すとおりです。

収集・運搬は、町全域を対象として、民間委託により行っています。

表 3-2-3 収集・運搬の状況

分別区分		収集方式	収集回数
資源 ごみ	古紙類	新聞	拠点回収方式 (地区住民センター等)
		ダンボール	
		紙パック	
		本、雑誌、雑紙	
	缶類	アルミ缶	
		スチール缶	
	びん類	無色	
		茶色	
		その他の色	
	ペットボトル		
プラスチック製容器包装類		ステーション方式	週1回
蛍光灯、電球		拠点回収方式 (地区住民センター等)	月1回
廃食用油		拠点回収方式 (地区住民センター等)	月1回
燃やせるごみ		ステーション方式	週2回
燃やせないごみ	不燃物	ステーション方式	月2回
	金属類	ステーション方式	月1回
粗大ごみ	木くず類	町指定業者へ自己搬入	収集なし
可燃性粗大ごみ※		町指定業者へ自己搬入	収集なし
その他	乾電池類	ステーション方式	年3回
	剪定枝	ステーション方式	月1回

※可燃性粗大ごみは令和3年10月から富岡市へ処理委託

収集運搬車両は、表3-2-4に示すとおりです。

表 3-2-4 収集・運搬車両

令和2年4月1日現在

項目	区分	
	台	積載量
収集・運搬車両台数	17	t
積載量	35	

5) 中間処理

中間処理の状況は、表 3-2-5 に示すとおりです。

表 3-2-5 中間処理の状況

分別区分		中間処理の概要	
資源ごみ	古紙類	新聞	民間事業者の施設で一時保管し、直接資源化
		ダンボール	
		紙パック	
		本、雑誌、雑紙	
	缶類	アルミ缶	
		スチール缶	
	びん類	無色	
		茶色	
		その他の色	
	ペットボトル		
プラスチック製容器包装類		民間事業者の施設で選別、圧縮・梱包後、町施設で一時保管し、指定法人ルートで資源化	
蛍光灯、電球		専門の処理業者に委託し、資源化	
廃食油		専門の処理業者に委託し、BDF化	
燃やせるごみ		焼却処理を委託	
燃やせないごみ	不燃物	最終処分場で埋立処分	
	金属類	民間事業者等に処理を委託し、資源化	
粗大ごみ	木くずになるもの	民間事業者の施設で一時保管し、専門の処理業者に委託し、資源化	
可燃性粗大ごみ※		民間事業者の施設で一時保管し、焼却処理等を委託	
その他	乾電池類	専門の処理業者に委託し、資源化	
	剪定枝	民間事業者等にチップ化を委託し、マルチング材等として資源化	

※可燃性粗大ごみは令和3年10月から富岡市へ処理委託

燃やせるごみは、富岡市にて委託処理しています。
 清掃センターの概要は、表 3-2-6 に示すとおりです。

表 3-2-6 清掃センター（ごみ焼却施設）の概要

区 分	内 容
名 称	富岡市清掃センター
所 在 地	富岡市上高尾 187 番地 1
所 管	富岡市
処 理 能 力	112.5t/24h(56.25t/24h×2 炉)
稼 動 開 始	平成 5 年(1993 年)4 月
処 理 方 式	全連続式・ストーカ式
敷 地 面 積	17,031 m ²
主 要 設 備	受 入 供 給 設 備 :ピットアンドクレーン
	燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備 :水噴射式
	排 ガ ス 処 理 設 備 :バグフィルタ
	余 熱 利 用 設 備 :温水発生器 場内給湯及び場外余熱利用
	通 風 設 備 :平衡通風方式
	灰 出 設 備 :ピットアンドクレーン
	排 水 処 理 設 備 :ごみ汚水は炉内噴霧 プラント凝集、沈殿、ろ過

※富岡市清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事 2,987,280,000 円
 工 期 平成 30 年(2018)5 月 1 日～平成 33 年(令和 3(2021))年 3 月 19 日

6) 最終処分

燃やせないごみ(不燃物)は、町最終処分場(白倉)で埋立処分しています。

また、燃やせるごみの焼却残渣は、富岡市の最終処分場(上高尾)で埋立処分しています。町最終処分場(白倉)、富岡市最終処分場(上高尾)の概要は、表3-2-7に示すとおりです。

表 3-2-7 最終処分場の概要

区分		内容	
不燃物	甘楽町	名称	甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)
		所在地	甘楽町大字白倉 2284 番地
		所管	甘楽町
		処分対象物	燃やせないごみ(不燃物)
		埋立地面積	6,100 m ²
		埋立容量	24,485 m ³ 測量結果より(測量はH21、H24 実施) 残余容量 6,350 m ³ 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日現在
		供用開始	平成 11 年(1999 年)4 月
		埋立方式	サンドイッチ方式
		遮水工	2 重遮水シート
		浸出水の処理	接触ばっ気(酸化・硝化・脱硝)、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、滅菌
不燃物	富岡市	名称	富岡市一般廃棄物最終処分場(上高尾)
		所在地	富岡市上高尾 312 番地 1
		所管	富岡市
		処分対象物	焼却残渣(主灰・飛灰)、破碎ごみ・処理残渣
		埋立地面積	26,224 m ²
		埋立容量	266,556 m ³ 残余容量 255,478 m ³ 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在
		供用開始	平成 17 年(2005 年)4 月
		埋立方式	セル&サンドイッチ方式
		遮水工	遮水シート
		浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理、砂ろ過、活性炭処理、キレート処理

※最終処分場(白倉)埋立容量は、29,400 m³ですが、平成 21 年度と平成 24 年度の残余容量測量成果によると 24,485 m³(△4,915 m³)となっています。

※甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)は 21 年間で 18,135 m³埋立 埋立率 74.1%

※富岡市一般廃棄物最終処分場(上高尾)は 14 年間で 11,078 m³埋立 埋立率 4.2%

2 ごみ処理の実績

1) ごみ排出等の実績

(1) ごみ排出量

本町のごみ排出量の推移は、図 3-2-2 に示すとおりです。ごみ排出量は平成 26 年度までは増加傾向にあったものの、その後は減少傾向にあり、令和元年度は 2,863 t/年となっています。

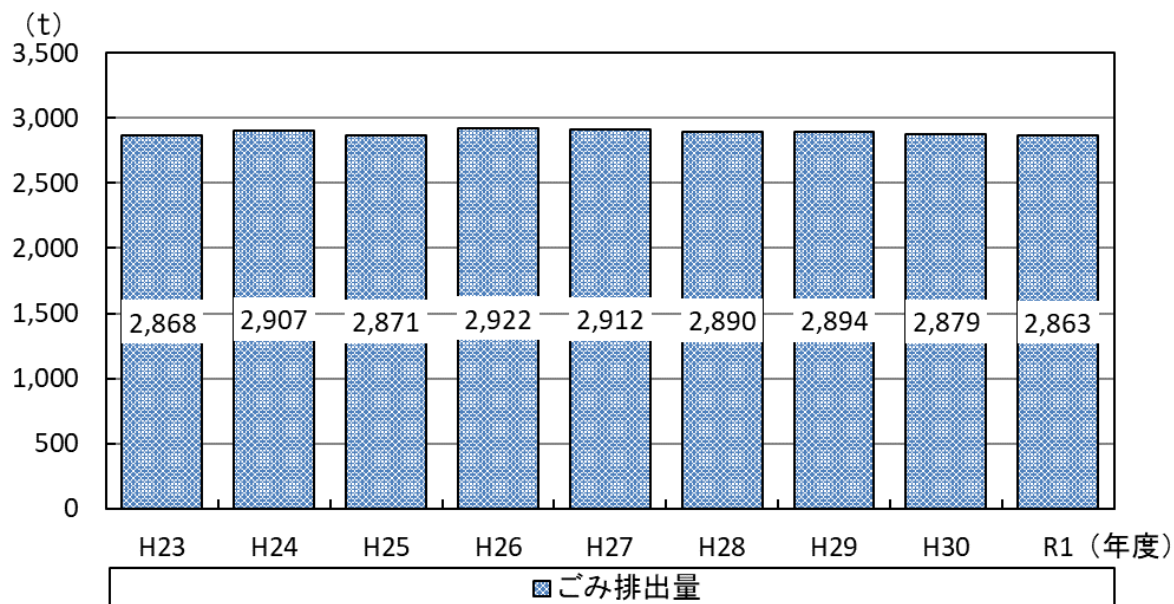


図 3-2-2 ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移は、図 3-2-3 に示すとおりです。家庭系、事業系ともに増減を繰り返しており、令和元年度ではそれぞれ 2,560t、303t と、平成 23 年度と比較して家庭系は約 0.2%増、事業系は 0.6%減となっています。

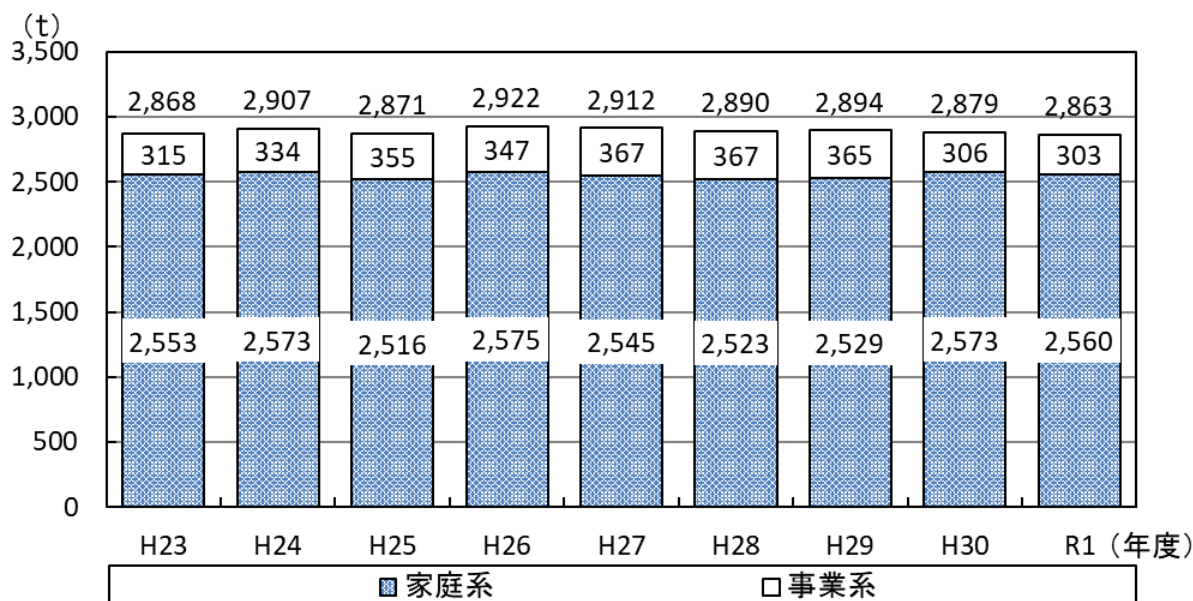
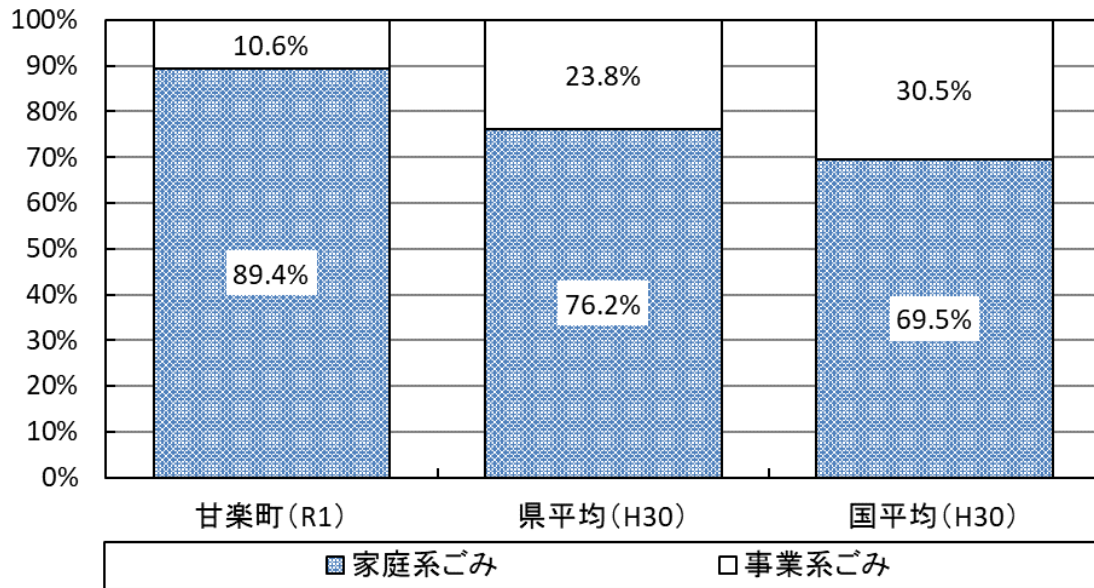


図 3-2-3 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比は、図 3-2-4 に示すとおりです。県平均及び国平均と比較して家庭ごみが約 13～20 ポイント高く、事業系ごみは約 13～20 ポイント低くなっています。



(資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

図 3-2-4 家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比

(3) 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ排出量（以下、「原単位※1」という。）は、図 3-2-5 に示すとおりです。平成 23 年度以降、増加傾向を示しており、令和元年度には 595g/人・日となっています。

(g/人・日)

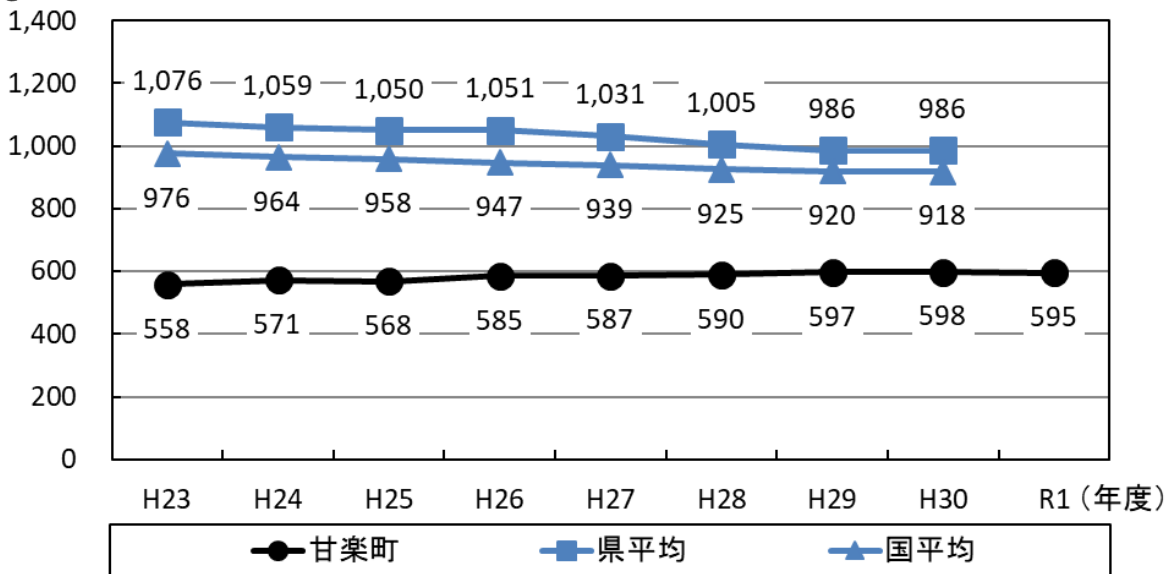


図 3-2-5 1人1日あたりごみ排出量の国平均、県平均との比較

※1 原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 (t) ÷ 行政連絡区域内人口 (人) ÷ 365日 (366日) × 1,000,000

(4) 種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移は、表 3-2-8 及び図 3-2-6 に示すとおりです。燃やせるごみは増加傾向を示していますが、燃やせないごみや資源ごみ（収集分、集団回収分）、事業系ごみは近年減少傾向を示しています。

また、種類別ごみ排出量の内訳をみると、燃やせるごみが最も多く、次いで資源ごみ（収集分）、事業系ごみ、燃やせないごみの順となっています。

表 3-2-8 種類別ごみ排出量の推移

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
燃やせるごみ	t	1,606	1,649	1,650	1,722	1,733	1,730	1,775	1,829	1,839
燃やせないごみ	t	168	132	119	118	105	114	104	102	97
資源ごみ(収集分)	t	543	561	531	524	506	516	492	494	495
資源ごみ(集団回収分)	t	236	231	216	211	201	163	158	148	129
事業系ごみ	t	315	334	355	347	367	367	365	306	303
合計	t	2,868	2,907	2,871	2,922	2,912	2,890	2,894	2,879	2,863

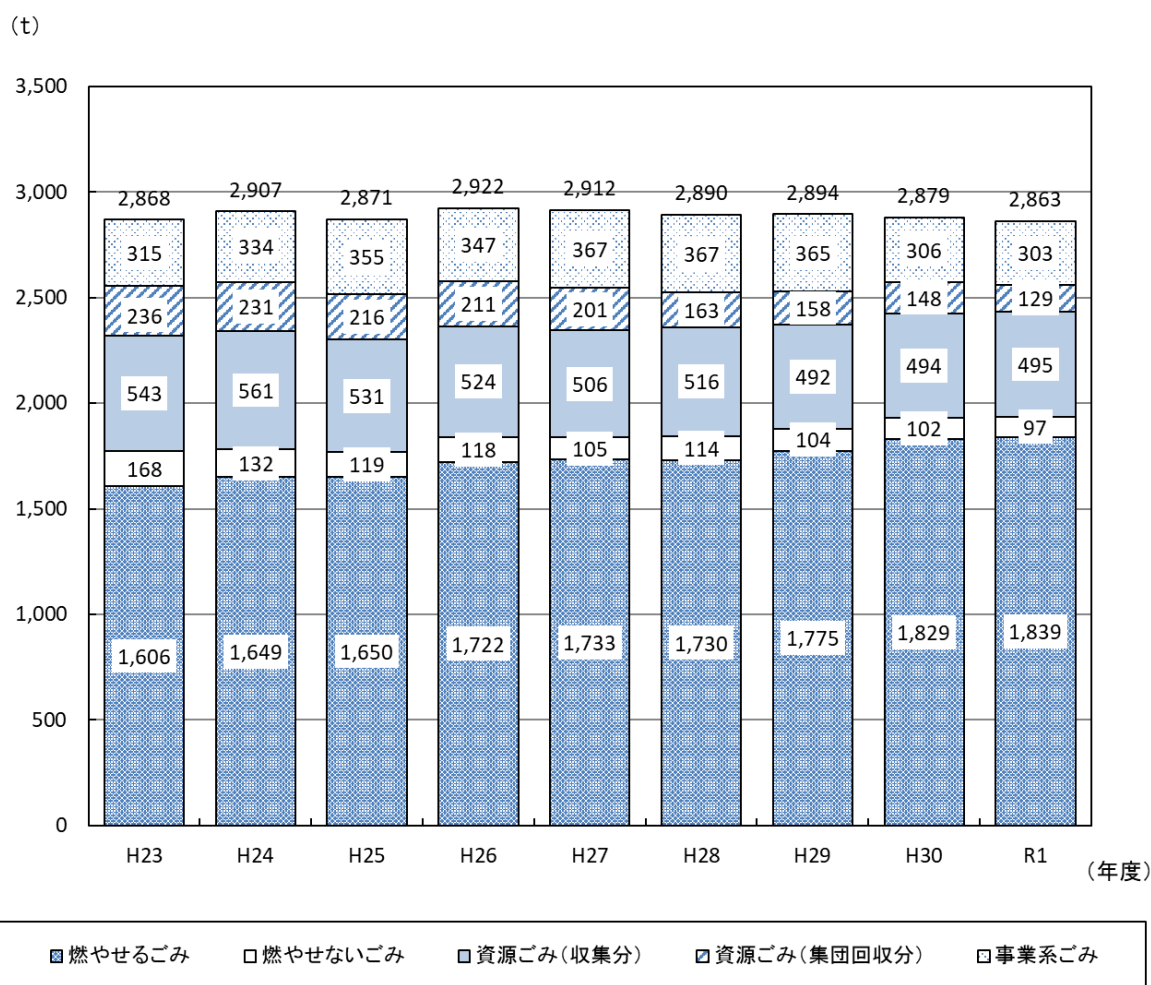


図 3-2-6 種類別ごみ排出量の推移

2) ごみ減量化・資源化の実績

(1) ごみ減量化・資源化の取組状況

① 広報・啓発活動

ごみの分け方・出し方、甘楽町ごみ分別の手引き「ごみの分別と出し方」の配布、町民カレンダー、広報紙及びホームページ等への掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

② 教育の充実

町内の小・中学校における学校教育の場、並びに社会教育の場において、ごみの発生抑制・資源化に対する意識を育てることを目的とした学習会や見学会等を実施して、ごみに対する教育の充実を図っています。

③ エコ（マイ）バッグの普及、過剰包装の抑制

エコ（マイ）バッグ持参の普及、包装の有料化、使い捨て袋の抑制と、小売店での包装の簡素化を推進しています。

また、甘楽町発足50周年事業の中でレジかごサイズのエコ（マイ）バッグを町内全世帯及び新規転入者に合計 5,000 枚配布し、エコ（マイ）バッグの普及に努めました。

なお、令和2年度にレジ袋サイズのエコ（マイ）バッグを町内全世帯に配布しました。

④ 資源リサイクル事業

(ア) リサイクル奨励

子どもたちに集団回収を通じて、リサイクルの大切さや環境意識の啓発を図る目的で、奨励金を交付しています。

対象団体は、町内小中学校のPTA、子ども会などの地域的団体となっており、令和元年度の助成団体数は 12 団体、補助総額は 1,286 千円となっています。リサイクル奨励の概要と助成の実績は、表 3-2-9 及び表 3-2-10 に示すとおりです。

表 3-2-9 リサイクル奨励の概要

対象品目		単位	単価		
			町	環境保健協会	合計
古紙類	新聞紙	1kg	8 円	2 円	10 円
	雑誌	1kg	8 円	2 円	10 円
	ダンボール類	1kg	8 円	2 円	10 円
空き缶類		1kg	8 円	2 円	10 円
空きビン類		1kg	8 円	2 円	10 円

表 3-2-10 集団回収の助成の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
助成団体	団	18	17	17	16	16	14	14	13	12
補助総額	千	2,366	2,306	2,161	2,112	2,009	1,628	1,587	1,482	1,286

(イ) 分別収集奨励

各行政連絡区を対象に、ごみの減量化・資源化を奨励・推進するため、分別収集の徹底や排出品の質の向上等を目的に奨励金を交付しています。

対象団体は行政連絡区単位となっており、令和元年度の奨励金総額は 2,350 千円となっています。分別収集奨励の概要と奨励の実績は、表 3-2-11 及び表 3-2-12 に示すとおりです。

表 3-2-11 分別収集奨励の概要

対象品目	奨励金の算出根拠
【紙類】 ・新聞紙、ダンボール、雑誌、雑紙類、紙パック等 【金属類】 ・アルミ缶、スチール缶 【リターナブルびん】 ・一升瓶、ビール瓶	・対象品目の売上金額の 70%相当を世帯割額として、行政連絡区に還元する。・・・A (行政連絡区平等割) + (世帯割額 × 世帯数) 30,000 円 + (A円 × 世帯数) = 奨励金

表 3-2-12 分別収集奨励の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
行政連絡区数	区	26	26	26	26	26	26	26	26	25
参加世帯数	世帯	4,056	4,044	4,036	4,015	4,002	3,995	3,968	4,020	3,999
世帯割額	円	600	600	550	550	550	450	470	460	400
分別収集奨励金	千円	3,214	3,206	3,000	2,988	2,981	2,578	2,644	2,629	2,350

⑤ 生ごみの減量化

家庭から廃棄される生ごみの減量化・資源化の推進を図ることを目的として、家庭用の生ごみ処理機等を設置する方に対して、補助金を交付しています。

対象者は、甘楽町の住民（事業所内での使用及び事業系生ごみ処理を目的とする場合を除く）です。生ごみ処理機等設置補助金の概要と助成の実績は、表 3-2-13 及び表 3-2-14 に示すとおりです。

表 3-2-13 生ごみ処理機等設置補助金の概要

対象品目		補助金等
電動式生ごみ処理機	乾燥式	<ul style="list-style-type: none"> ・購入価格の2分の1の額(限度額3万円) ・1世帯1基を限度とし、買換えは補助金の交付を過去5年間受けていないこと。 ・申請時には、領収書と保証書の写しが必要
	バイオ	
コンポスト式 130ℓ型		<ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金:600円 ・町環境保健協会で商品を斡旋
水切り容器		<ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金:300円 ・町環境保健協会で商品を斡旋

表 3-2-14 生ごみ処理機等の設置基数と助成の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
設置基数	基	8	15	9	5	3	1	4	6	5
H12年からの累積基数	基	219	234	243	248	251	252	256	262	267
補助金額	円	224,400	431,500	258,900	145,500	75,100	10,500	118,100	133,500	147,900

⑥ 環境保健協会の取組み

(ア) 廃食用油の資源化

バイオディーゼル燃料(略称: BDF)の原料となる廃食用油(植物性食用油(菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サラダ油など)に限る)を、町内の家庭や飲食店から回収し、行政連絡区に奨励金を交付しています。

対象者は、行政連絡区の分別収集組織または行政連絡区が指定した団体で、補助金は精製業者に引き渡した1kg当たり単価に5円(1kg当たり)を加算した額に活動費として、1団体あたり年額5,000円(回収従事期間6か月未満は2,500円)を交付しています。廃食用油の資源化量と補助金助成の実績は、表 3-2-15 に示すとおりです。

表 3-2-15 廃食用油の資源化量と助成の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
廃食用油重量	kg	3,486	3,500	3,192	2,451	3,251	2,895	3,116	3,389	3,408
補助金額	円	161,226	163,982	159,832	157,027	165,900	163,622	167,158	167,191	162,399

(イ) 衣類等の資源化

平成 24 年度より、年 1 回役場前庭で古着リサイクル回収を実施しています。普段燃やせるごみとして処分される衣服類や毛布などを回収し、海外で大切な資源としてリユース（再使用）またはリサイクル（再生利用）されます。古着等の回収量の実績は、表 3-2-16 に示すとおりです。

表 3-2-16 衣類等の回収量の実績

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
		(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
回収量	Kg		9,710	8,410	6,540	8,040	6,970	8,860	9,040	10,960

(ウ) 小型電化製品の資源化

平成 29 年度より、年 1 回役場前庭で小型電化製品の回収を実施しています。回収された小型電化製品は金属部分がリサイクル（再生利用）されます。小型電化製品の回収量の実績は、表 3-2-17 に示すとおりです。

表 3-2-17 小型電化製品の回収量の実績

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
		(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
回収量	Kg							6,310	5,870	7,570

⑦ 指定袋の状況

平成 18 年 7 月から指定袋制を導入し、ごみ分別の徹底、処理経費の認識を図っています。また、手数料料金について、平成 29 年 1 月 1 日に料金改定を実施しました。

指定袋の種類は、表 3-2-18 に示すとおりです。

表 3-2-18 指定袋の種類

区分		内容			
		仕様		新手数料料金	旧手数料料金
				(H29.1.1 から)	(H28.12.31 まで)
家庭系	燃やせるごみ	黄色大	10 枚入 1 組	400 円	600 円
		黄色中	10 枚入 1 組	300 円	400 円
		黄色小	10 枚入 1 組	150 円	200 円
	燃やせないごみ	半透明大	10 枚入 1 組	400 円	600 円
		半透明中	10 枚入 1 組	300 円	400 円
		半透明小	10 枚入 1 組	150 円	200 円
	プラスチック製 容器包装	青色大	10 枚入 1 組	400 円	600 円
		青色中	10 枚入 1 組	300 円	400 円
		青色小	10 枚入 1 組	150 円	200 円

(2) ごみ減量・再生利用の実績

① 資源化量の推移

本町の資源化量の推移は、表 3-2-19 及び図 3-2-7 に示すとおりです。平成 24 年度以降、減少傾向を示しており、令和元年度の資源化量は 624t となっています。

表 3-2-19 資源化量の推移

区分		年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
ごみ資源化量内訳	t		779	792	747	735	707	679	650	642	624
資源ごみ(収集分) (直接資源化量)	t		539	557	526	519	502	512	488	490	489
紙類	t		334	344	330	331	290	284	268	258	257
紙パック	t		3	2	2	1	1	1	1	2	1
金属類	t		57	57	53	55	52	52	55	58	60
ガラス類	t		92	94	90	92	91	88	75	75	68
ペットボトル	t		25	28	28	22	27	26	25	29	29
プラスチック類	t		14	20	9	4	29	41	41	45	43
その他	t		14	12	14	14	12	20	23	23	31
資源ごみ(収集分) (中間処理後再生利用量)	t		4	4	5	5	4	4	4	4	6
集団回収	t		236	231	216	211	201	163	158	148	129
紙類	t		224	222	210	206	197	160	155	145	127
金属類	t		6	4	4	4	4	3	3	3	2
ガラス類	t		6	5	2	1	0	0	0	0	0

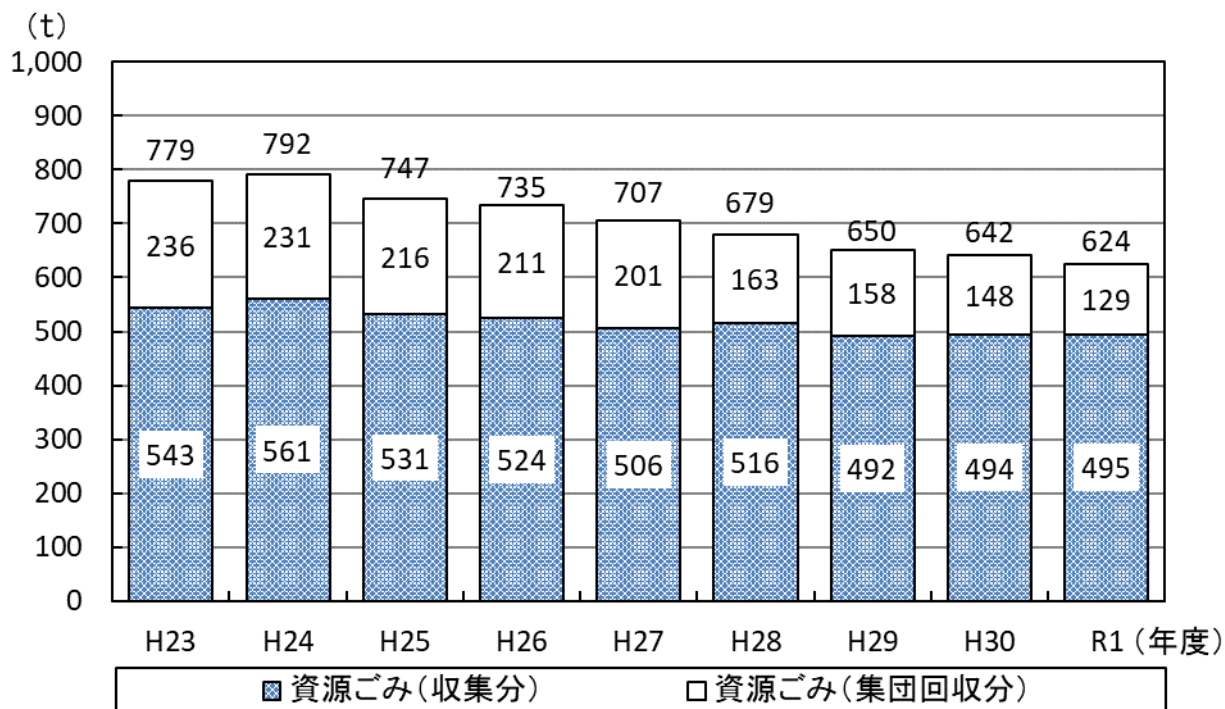


図 3-2-7 資源化量の推移

② リサイクル率の推移

本町のリサイクル率^{※2}と国平均、県平均との比較は、表 3-2-20 及び図 3-2-8 に示すとおりです。平成 25 年度以降、年々減少傾向を示しており、令和元年度では 21.8% となっています。また、国及び県の平均を比較すると、平成 30 年度では国平均の 19.9% を 2.4 ポイント、県平均の 15.2% を 7.1 ポイント上回っています。

表 3-2-20 リサイクル率の国平均、県平均との比較

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
甘楽町	%	27.2%	27.2%	26.0%	25.2%	24.3%	23.5%	22.5%	22.3%	21.8%
県平均	%	14.9%	15.3%	15.6%	15.6%	15.4%	15.7%	15.1%	15.2%	
国平均	%	20.6%	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	

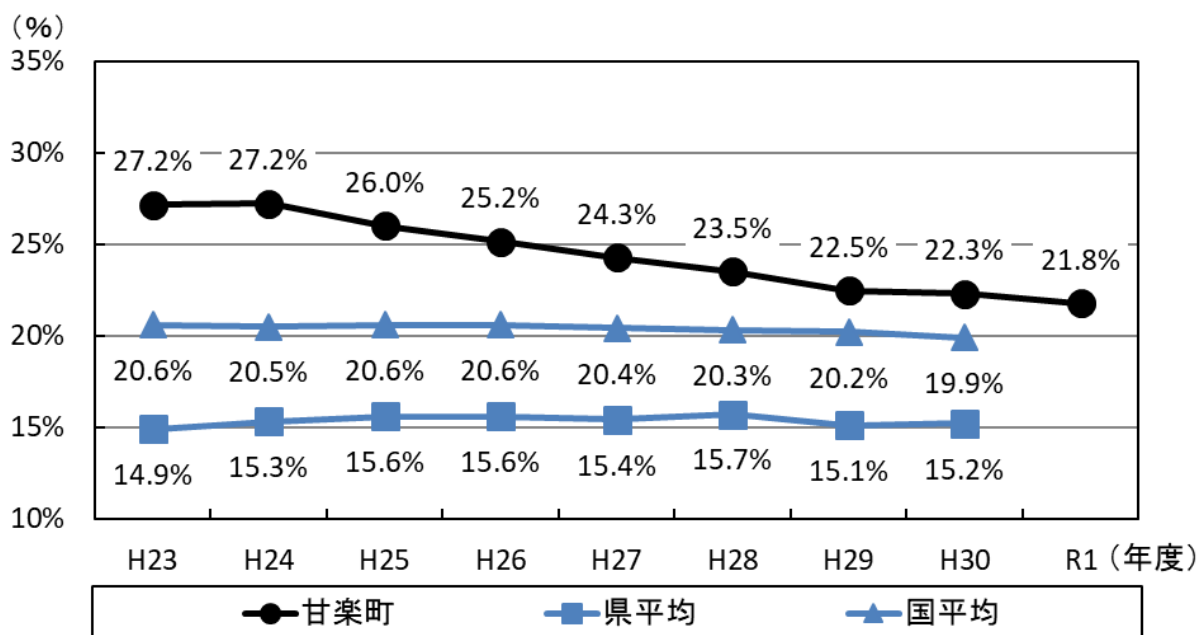


図 3-2-8 リサイクル率の国平均、県平均との比較

※2 リサイクル率 (%) = 資源化量 (t) ÷ ごみ排出量 (t) × 100

3) 収集・運搬の実績

本町のごみの収集・運搬量の推移は、表 3-2-21 及び図 3-2-9 に示すとおりです。平成 27 年度以降、年々増加傾向を示しており、令和元年度は収集ごみ(家庭系)は 2,431t、直接搬入ごみ(事業系)は 303t で合計 2,734t となっています。

表 3-2-21 収集・運搬量の推移

区分		年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
収集ごみ(家庭系)	t		2,317	2,342	2,300	2,364	2,344	2,360	2,371	2,425	2,431
燃やせるごみ	t		1,606	1,649	1,650	1,722	1,733	1,730	1,775	1,829	1,839
燃やせないごみ	t		168	132	119	118	105	114	104	102	97
資源ごみ	t		543	561	531	524	506	516	492	494	495
直接搬入ごみ(事業系)	t		315	334	355	347	367	367	365	306	303
収集・運搬量 計	t		2,632	2,676	2,655	2,711	2,711	2,727	2,736	2,731	2,734

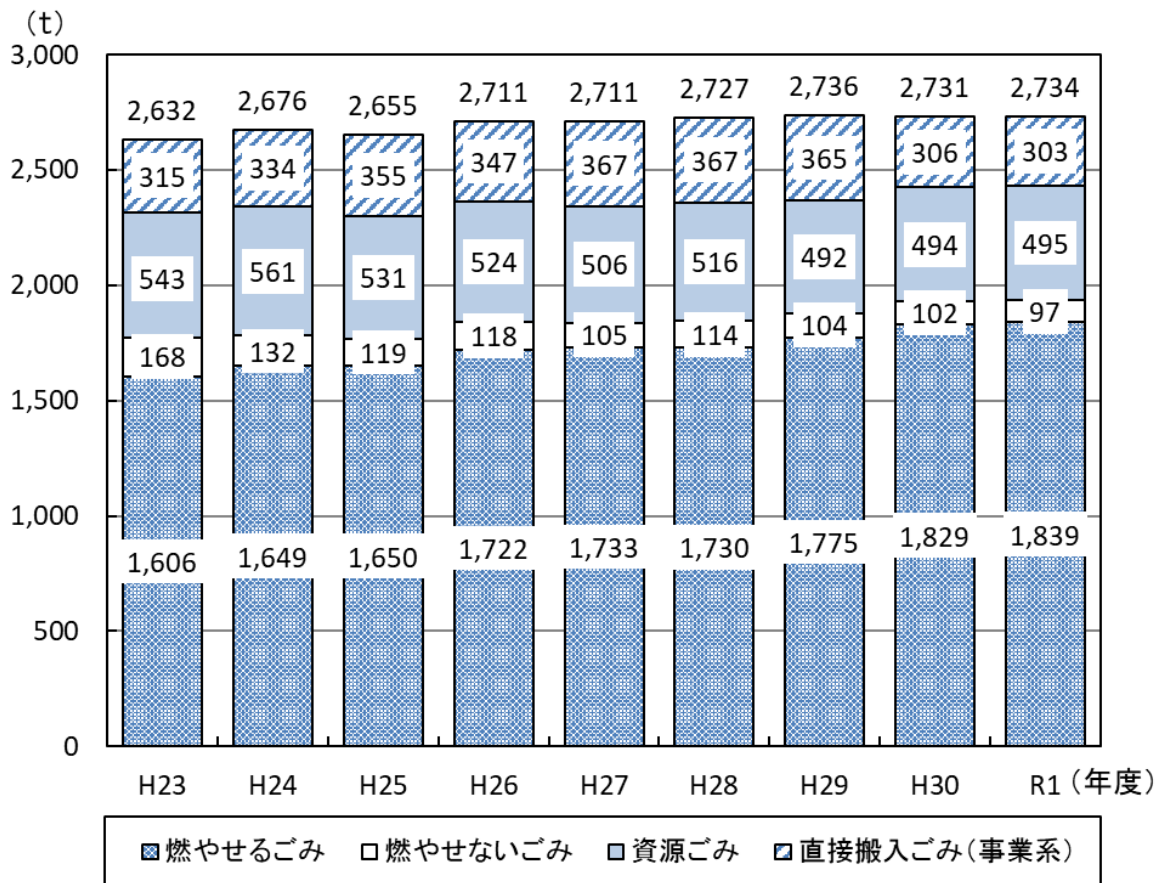


図 3-2-9 収集・運搬量の推移

4) 中間処理の実績

(1) 焼却処理量（富岡市清掃センター）

本町の焼却処理量の推移は、表 3-2-22 及び図 3-2-10 に示すとおりです。平成 23 年度以降、増加傾向を示しており、令和元年度では 2,142t となっています。平成 23 年度と令和元年度を比較すると、直接搬入可燃ごみ（事業系ごみ）は 12t 減少したものの、収集可燃ごみ（家庭系ごみ）は 233t 増加しています。

表 3-2-22 焼却量の推移

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
焼却量	t	1,921	1,983	2,005	2,069	2,100	2,097	2,140	2,135	2,142
収集可燃ごみ	t	1,606	1,649	1,650	1,722	1,733	1,730	1,775	1,829	1,839
直接搬入可燃ごみ	t	315	334	355	347	367	367	365	306	303

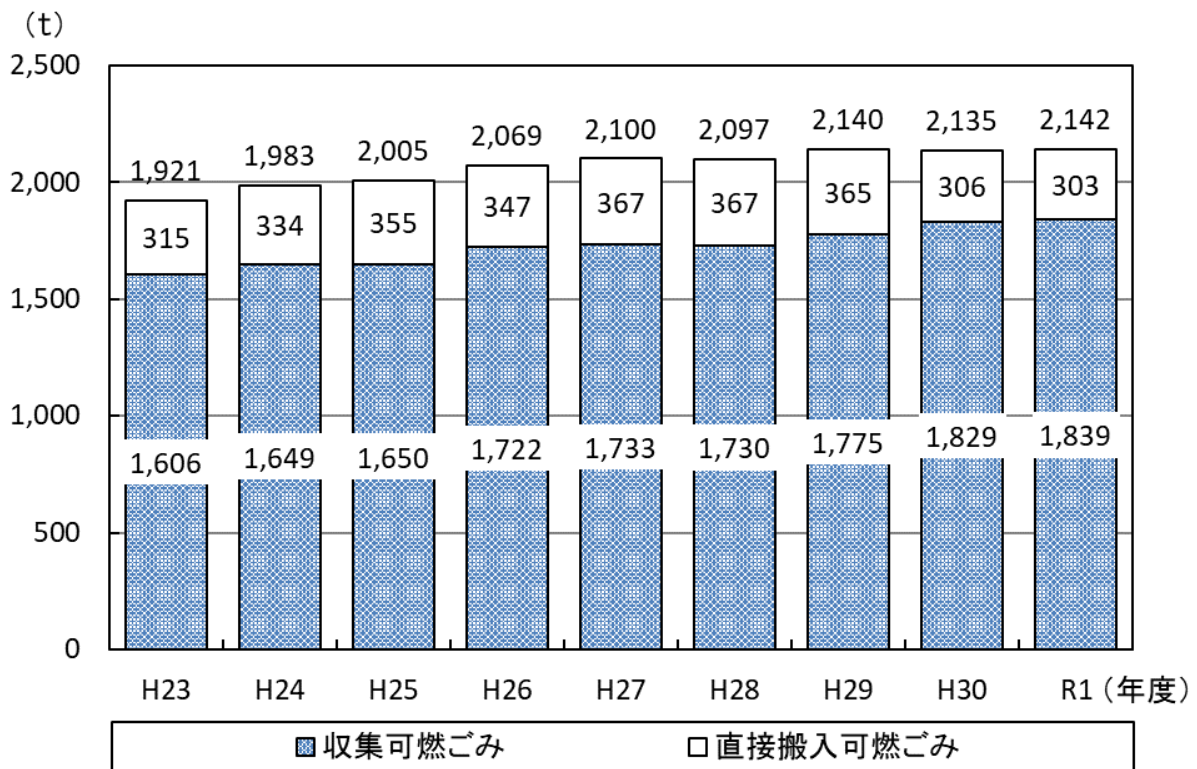


図 3-2-10 焼却量の推移

(2) 燃やせないごみ、資源ごみ処理量

本町の燃やせないごみ及び資源ごみ処理量の推移は、表 3-2-23 及び図 3-2-11 に示すとおりです。平成 23 年度以降、減少傾向を示しており、令和元年度では 592t となっています。

表 3-2-23 燃やせないごみ及び資源ごみ処理量の推移

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
処理量	t	711	693	650	642	611	630	596	596	592
燃やせないごみ	t	168	132	119	118	105	114	104	102	97
資源ごみ	t	543	561	531	524	506	516	492	494	495

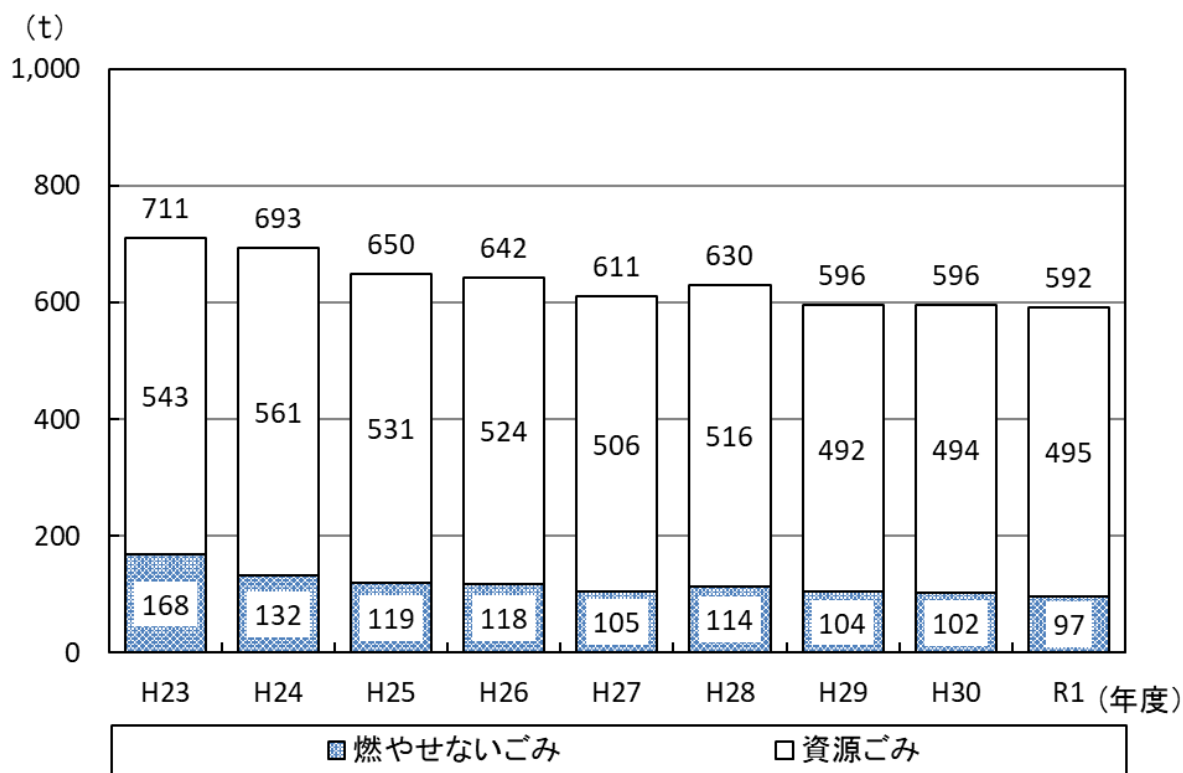


図 3-2-11 燃やせないごみ及び資源ごみ処理量の推移

5) 最終処分の実績

(1) 最終処分量

本町の最終処分量（埋立等）の推移は、表 3-2-24 及び図 3-2-12 に示すとおりです。平成 23 年度以降は減少傾向を示しており、令和元年度では 319t となっています。

表 3-2-24 最終処分量の推移

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
最終処分量	t	414	393	412	376	371	353	355	337	319
焼却残渣	t	246	261	293	258	266	239	251	235	222
燃やせないごみ	t	168	132	119	118	105	114	104	102	97

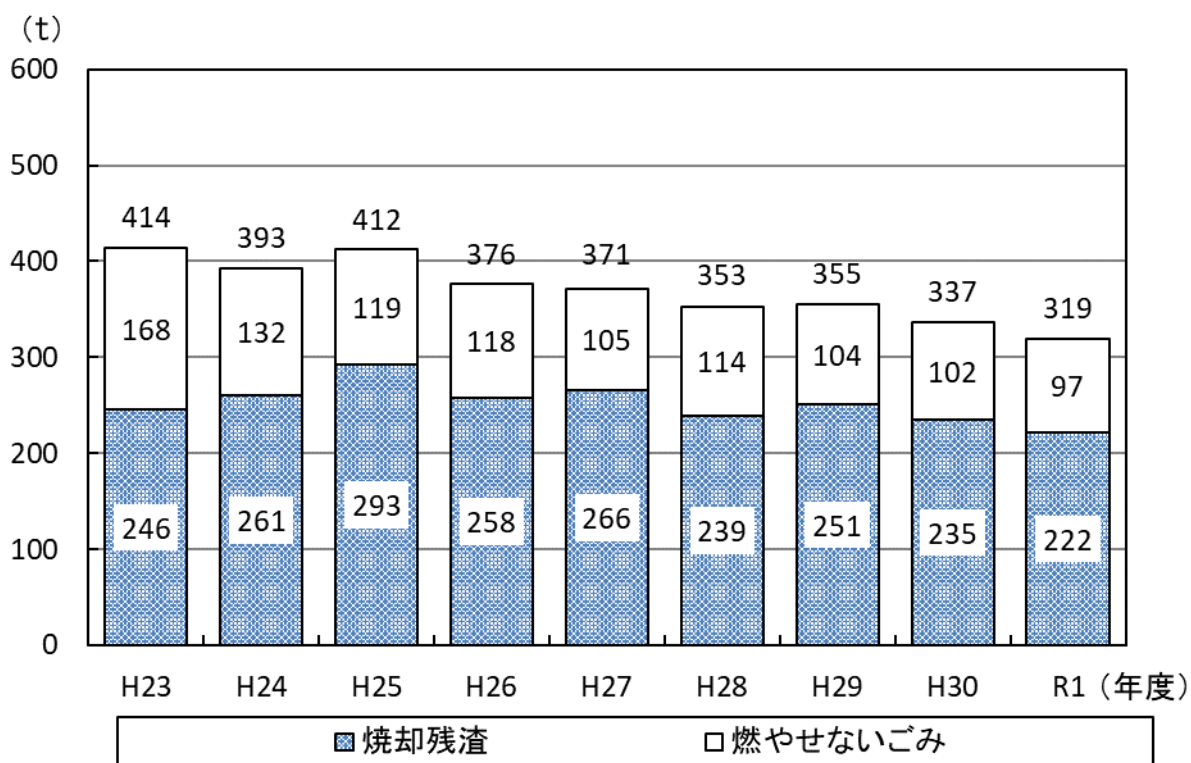


図 3-2-12 最終処分量の推移

(2) 最終処分場埋立量（白倉）

燃やせないごみの埋立をおこなっている最終処分場（白倉）の埋立量の推移は、表 3-2-25 及び図 3-2-13 に示すとおりです。

平成 11 年度より供用開始し、令和元年度末時点の埋立量は 18,135 m³（覆土含む）となっており、埋立容量 24,485 m³に対する埋立率は 74.1%となっています。

表 3-2-25 最終処分場（白倉）埋立量の推移（累計）

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
不燃ごみ埋立量	m ³	13,491	13,689	14,219	14,561	14,865	15,196	15,498	15,793	16,075
覆土量	m ³	1,651	1,705	1,755	1,807	1,859	1,908	1,958	2,009	2,060
全埋立量	m ³	15,142	15,394	15,974	16,368	16,724	17,104	17,456	17,802	18,135
残余容量	m ³	9,343	9,091	8,511	8,117	7,761	7,381	7,029	6,683	6,350
埋立比率	%	61.8%	62.9%	65.2%	66.8%	68.3%	69.9%	71.3%	72.7%	74.1%

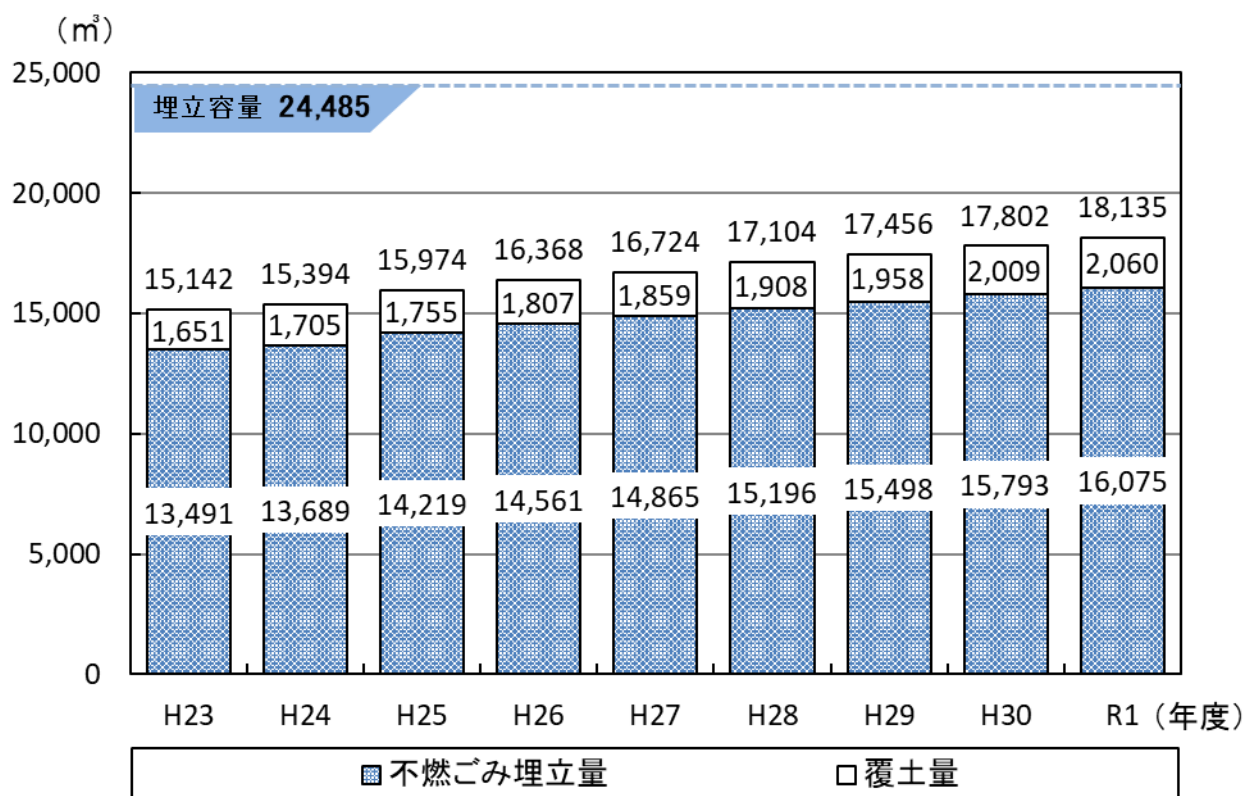


図 3-2-13 最終処分場（白倉）不燃ごみ埋立量及び覆土量の推移（累計）

6) ごみ質分析結果

燃やせるごみの種類組成の推移は、図 3-2-14 に示すとおりです。

燃やせるごみの処理を委託している富岡市清掃センターでは、年4回燃やせるごみのごみ質調査を行っています。ごみの種類組成における平成 26 年度から令和元年度までの平均値は、図 3-2-15 に示すとおりです。紙類・布類が約 52.5%、プラスチック類が 24.6%、厨芥類が 15.3%、木・竹・わら類が 4.0%、不燃物類・その他が 3.6%となっており、燃やせるごみの中には資源化可能な紙類やプラスチック類等が多く含まれています。

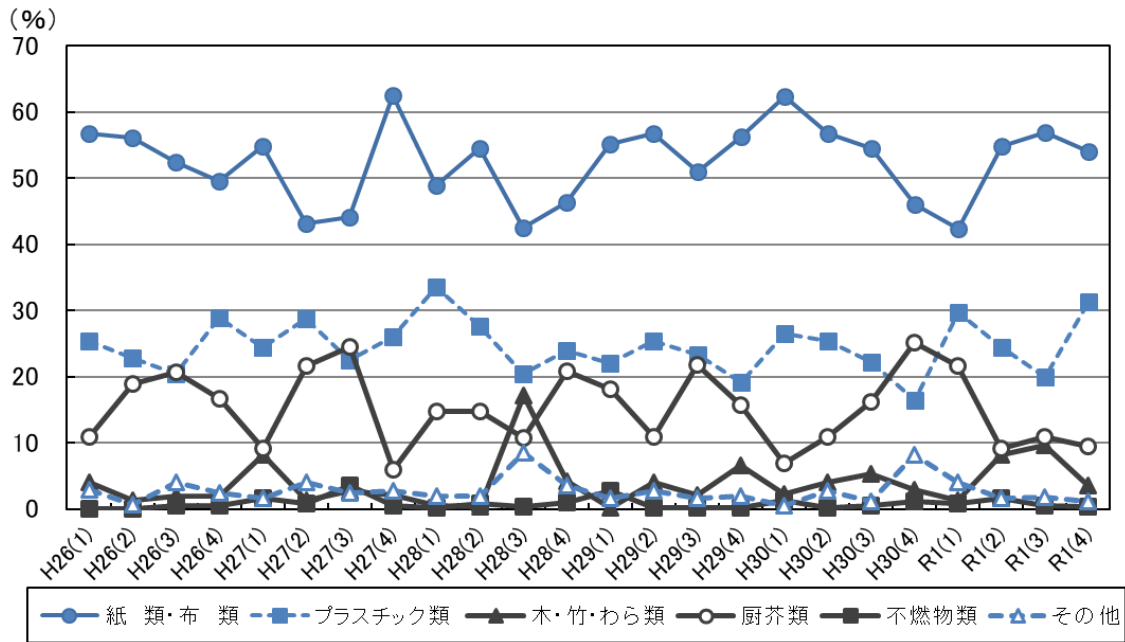


図 3-2-14 燃やせるごみの種類組成の推移 (乾燥重量比)

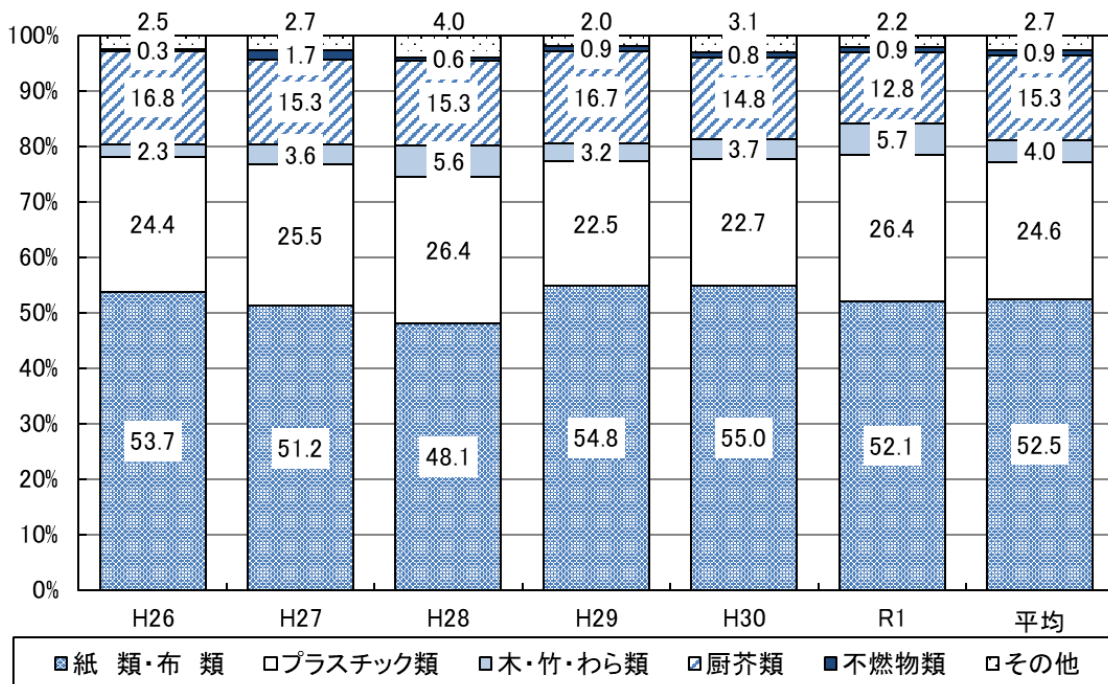


図 3-2-15 年度毎の燃やせるごみの種類組成 (平均値) の推移 (乾燥重量比)

また、燃やせるごみの三成分値^{※3}の推移は、図 3-2-16 及び図 3-2-17 に示すとおりです。平成 26 年度から令和元年度までの平均値は、水分が 51.6%、可燃分が 43.8%、灰分が 4.6%となっています。

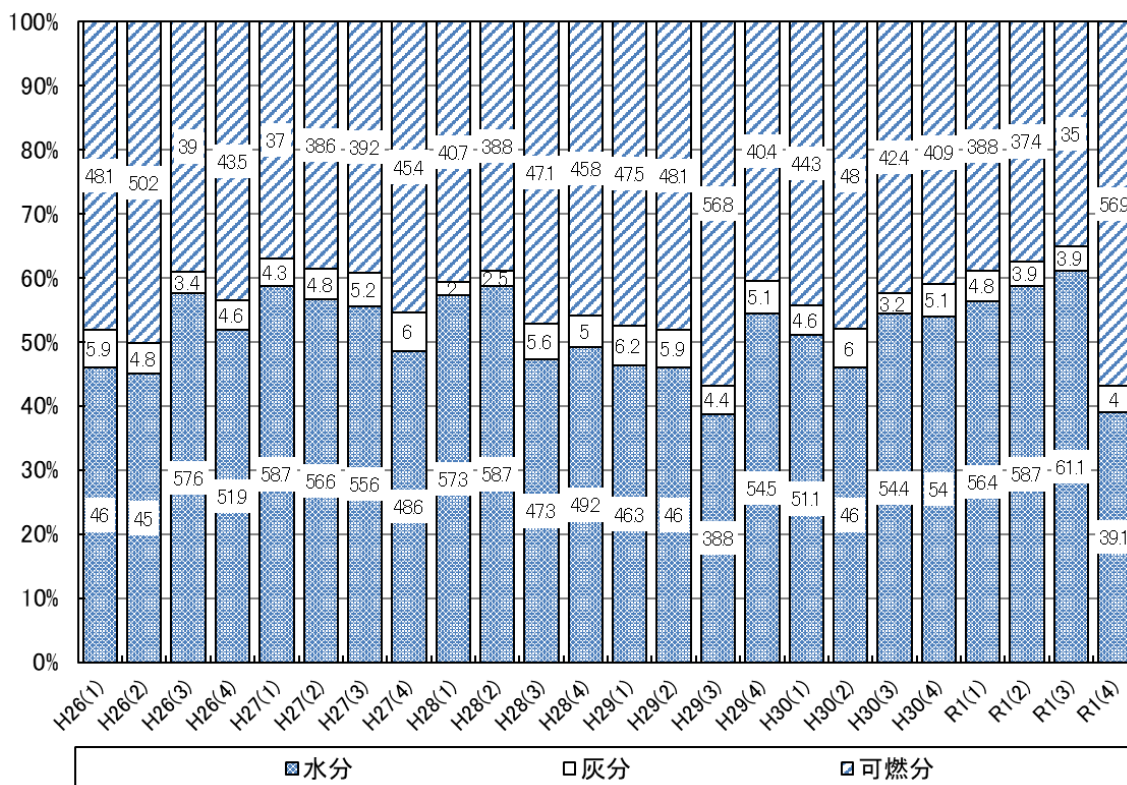


図 3-2-16 燃やせるごみの三成分値の推移（重量比）

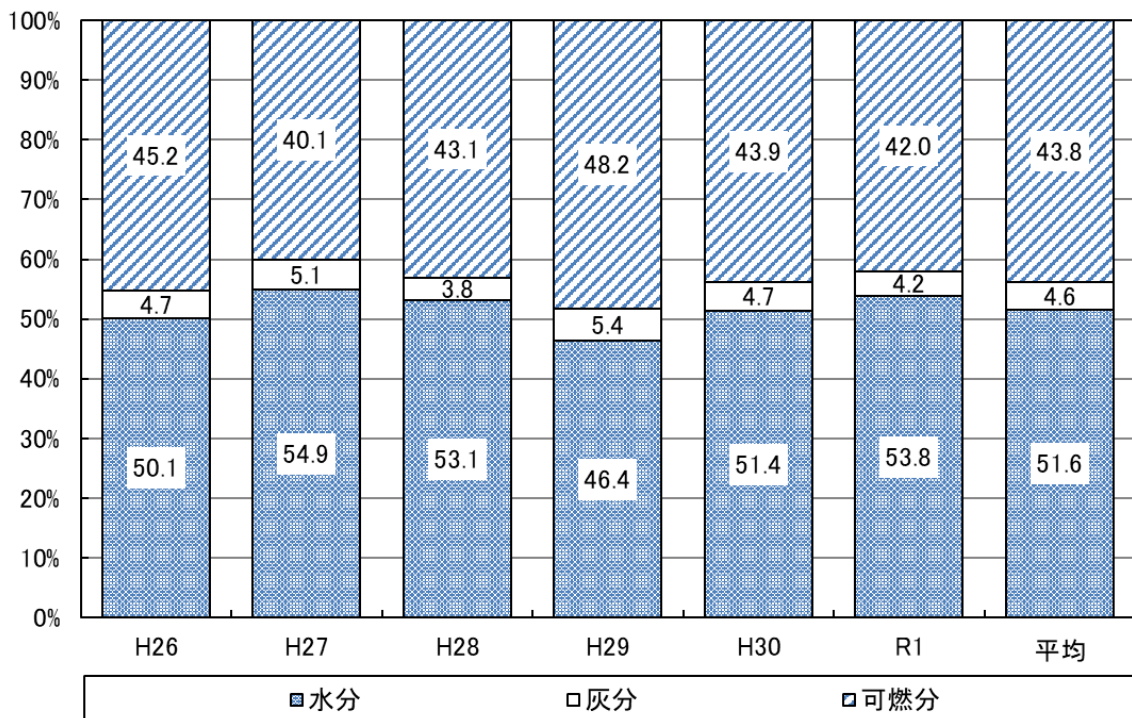


図 3-2-17 年度毎の燃やせるごみの三成分値（平均値）の推移（重量比）

※3 三成分値：ごみの性状を把握するために、燃えるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

さらに、燃やせるごみの低位発熱量^{※4}（実測値）及び単位体積重量^{※5}の推移は、図 3-2-18 に示すとおりです。平成 26 から令和元年度までの平均値はそれぞれ、低位発熱量が 8,777kJ/kg（=2,096kcal/kg）、単位体積重量が 212kg/m³となっています。

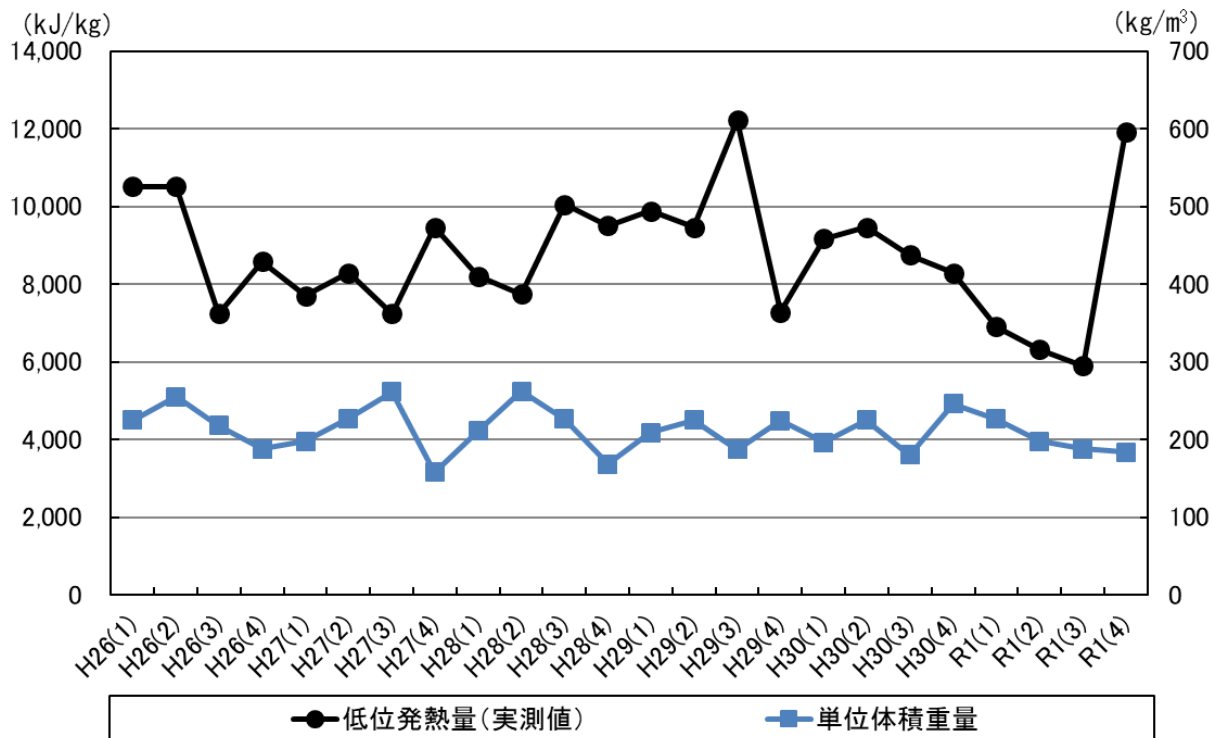


図 3-2-18 燃やせるごみの低位発熱量及び単位体積重量の推移

※4 低位発熱量：燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの

※5 単位体積重量：燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの

7) 温室効果ガス排出量の実績

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の推移は、表 3-2-26 及び図 3-2-19 に示すとおりです。温室効果ガス排出量は、焼却処理するごみに含まれるプラスチック等の量から求めます。

温室効果ガス排出量(t-CO₂)

$$= \text{焼却処理量(t)} \times (1 - \text{水分率}) \times (\text{燃やせるごみのプラスチック類の比率}) \times 2.77$$

注) 廃プラスチックの焼却に伴う排出係数=2.77t-CO₂/t

温室効果ガス排出量は、平成 26 年度以降、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度では 723t-CO₂ 排出されています。

表 3-2-26 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の推移

年度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
区分							
焼却量	t	2,069	2,100	2,097	2,140	2,135	2,142
プラスチック類	%	24.4	25.5	26.4	22.5	22.675	26.375
水分率	%	50.1	54.9	53.1	46.4	51.4	53.8
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	697	669	719	715	652	723

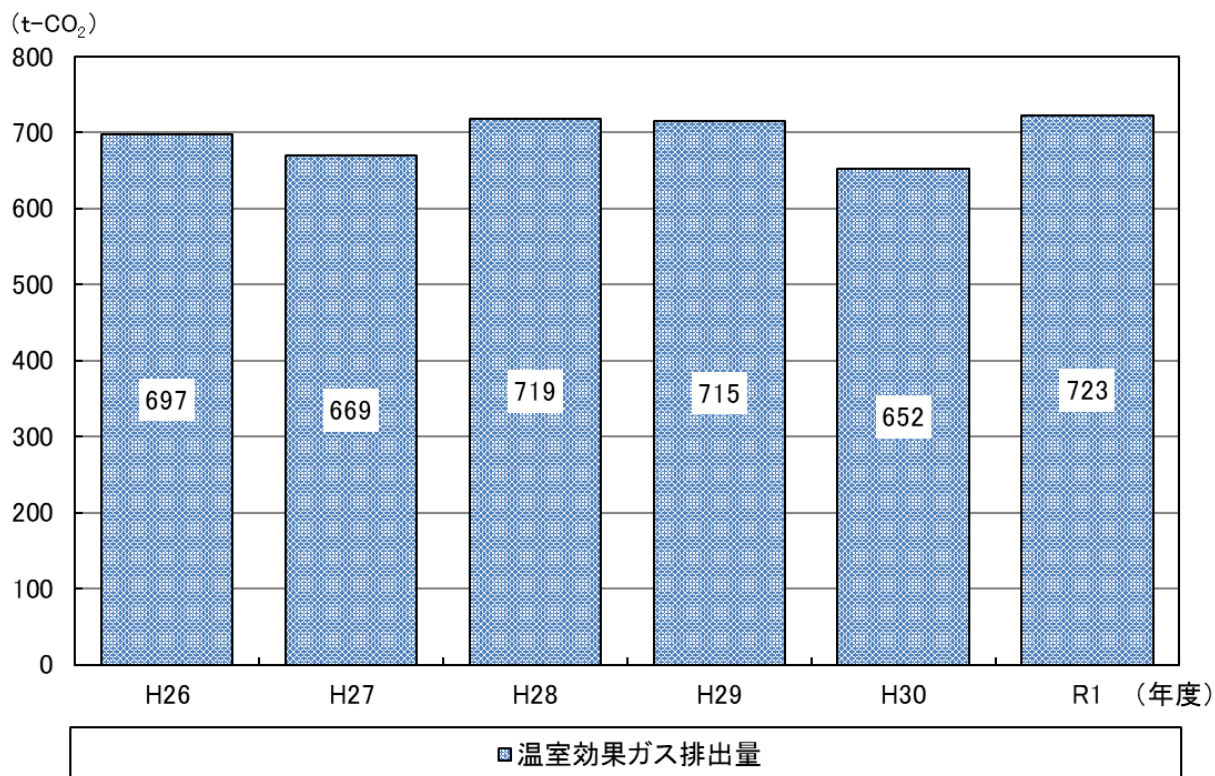


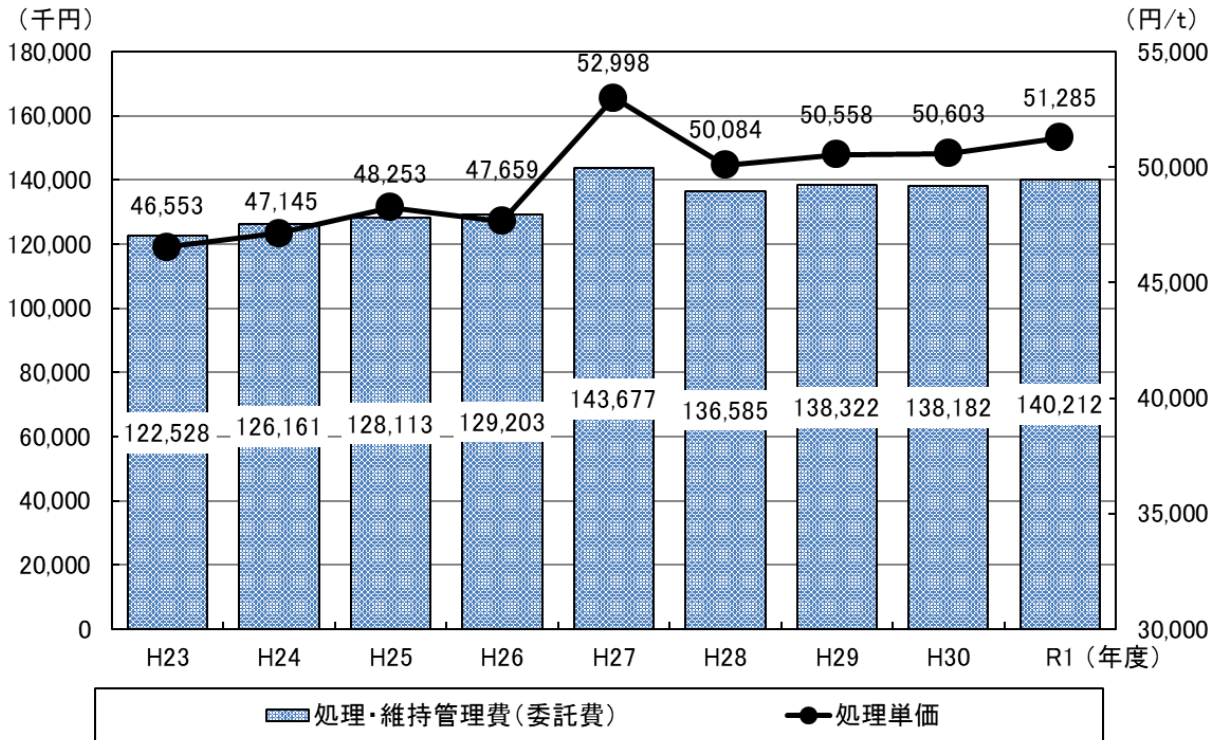
図 3-2-19 ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量の推移

8) ごみ処理経費の実績

本町のごみ処理経費の推移は、表 3-2-27 及び図 3-2-20 に示すとおりです。燃やせるごみは富岡市にて委託処理しているため、施設に係る改良費等は発生しません。町全体のごみ処理に係る経費は、令和元年度では約 1 億 4 千万円となっており、収集・運搬量 1 t 当たりの処理単価は約 5 万 1 千円となっています。

表 3-2-27 ごみ処理経費の推移

区分	年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
施設改良費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理・維持管理費(委託費)	千円	122,528	126,161	128,113	129,203	143,677	136,585	138,322	138,182	140,212
収集・運搬量	t	2,632	2,676	2,655	2,711	2,711	2,727	2,736	2,731	2,734
処理単価	円/t	46,553	47,145	48,253	47,659	52,998	50,084	50,558	50,603	51,285



(資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

図 3-2-20 ごみ処理経費の推移

3 ごみ処理の評価

1) 類似団体との比較

ごみ処理状況について類似自治体^{※6}と比較した結果は、表 3-2-28 に示すとおりです。なお、比較分析を行う評価システムは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、使用データは環境省「平成 30 年度廃棄物処理事業実態調査」に基づきます。

類似自治体は、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもののうち、群馬県及び隣接する県の 13 町村を対象としています。

表 3-2-28 類似自治体等の比較

都道府県	コード	市町村名	人口	人口一人 一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
群馬県	10384	群馬県甘楽町	13,187	0.598	0.223	0.117	10,479	46,715
福島県	07308	福島県川俣町	13,434	1.214	0.071	0.125	6,638	17,123
福島県	07342	福島県鏡石町	12,668	0.820	0.126	0.115	5,136	16,898
福島県	07481	福島県棚倉町	14,184	0.958	0.093	0.134	14,183	40,789
福島県	07522	福島県小野町	10,279	0.819	0.124	0.023	18,204	54,645
栃木県	09344	栃木県市貝町	11,800	0.565	0.230	0.040	3,805	17,679
栃木県	09384	栃木県塩谷町	11,367	0.642	0.165	0.083	6,657	27,533
群馬県	10521	群馬県板倉町	14,671	0.686	0.232	0.052	8,715	34,884
埼玉県	11365	埼玉県小鹿野町	11,782	0.797	0.193	0.028	8,387	25,303
埼玉県	11383	埼玉県神川町	13,646	0.985	0.131	0.034	9,622	26,121
千葉県	12349	千葉県東庄町	14,023	0.876	0.143	0.116	11,785	39,145
長野県	20362	長野県富士見町	14,641	0.785	0.185	0.133	5,399	19,970
長野県	20403	長野県高森町	13,153	0.451	0.267	0.114	7,706	49,636
平均			12,971	0.800	0.163	0.083	8,853	30,811
最大			14,671	1.214	0.267	0.134	18,204	54,645
最小			10,279	0.451	0.071	0.023	3,805	16,898
当該市町村実績			13,187	0.598	0.223	0.117	10,479	46,715

※6 類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの。ただし、本計画では群馬県及び隣接する県に限る。

比較結果からの主な相違点は、下記のとおりです。

① 人口一人一日当たりごみ総排出量

$$\diamond \text{算出式} = \text{ごみ総排出量 (t)} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口 (人)} \times 10^3$$

本町の原単位は 598g/人・日となっており、類似自治体の原単位の平均値 800g/人・日よりも 202g/人・日下回っています。

② 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

$$\diamond \text{算出式} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本町の廃棄物からの資源回収率は 0.223t/t となっており、類似自治体の平均値 0.163t/t よりも 0.060t/t 上回っています。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

$$\diamond \text{算出式} = \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本町の廃棄物のうち最終処分される割合は 0.117t/t となっており、類似自治体の平均値 0.083t/t よりも 0.034t/t 上回っています。

④ 人口一人当たり年間処理経費

$$\diamond \text{算出式} = \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$$

本町の人口一人当たり年間処理経費は 10,479 円となっており、類似自治体の平均値 8,853 円よりも 1,626 円高くなっています。

⑤ 最終処分減量に要する費用

$$\diamond \text{算出式} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

本町の最終処分減量に要する費用は 46,715 円となっており、類似自治体の平均値 30,811 円よりも 15,904 円高くなっています。

これらの結果から、本町はごみ処理に係る費用は類似自治体より高額と見られますが、その分、高水準での資源化がなされ、類似自治体よりも高い資源回収率となっています。

2) 目標値の達成状況

本町では旧計画や改訂計画で掲げている基本目標のもと、目標達成に向けごみ減量・資源化の施策を推進してきました。

旧計画や改訂計画における目標値の達成状況は、表 3-2-29 に示すとおりです。

減量化目標の原単位と資源化目標のリサイクル率はともに、基準年度の値と比較すると下がっており、目標を達成することはできませんでした。

本計画でもごみの減量化・資源化における目標を定め、目標達成に向けた取組みを一層強化していく必要があります。

表 3-2-29 目標の達成状況

		実績		旧計画値	改訂計画	令和元年度 と旧計画の 比較	令和元年度 と改訂計画 の比較	
		基準年度 平成21年度 (2009)	最新年度 令和元年度 (2019)	目標年度 令和2年度 (2020)	目標年度 令和2年度 (2020)			
人口	人	14,183	13,139	12,986	12,700	153	439	
【減量化目標】	原単位	g/人・日	543	595	522	580	73	15
【資源化目標】	リサイクル率	%	30	22	35	26	△ 13	△ 4

4 ごみ処理の課題

旧計画においては設定した目標を達成することができませんでしたが、「なぜ達成できなかったのか」を考え、本計画における目標を達成するための課題を見つけ出すことが重要です。これらの課題を解決していくための施策・取組みを考え、目標達成に向けて実践していきます。

また、これらの課題解決に向けた取組みは持続可能なまちづくりにもつながるため、関連するSDGsの目標をあわせて示します。

●課題1 ごみの発生量を抑制する

これまでのごみの発生抑制に係る取組みの成果として、令和元年度の原単位595g/人・日は、国（H30：918g/人・日）、県（H30：986g/人・日）を大きく下回っており、さらに類似自治体の平均値 800g/人・日（H30）をも下回っています。

しかしながら、平成26年度以降、ごみ排出量及び原単位は、増加傾向にあります。原単位の削減に向けて、ごみの発生抑制に係る取組みを継続・強化していくことが重要です。

ごみの発生抑制は、町民、事業者が主体的に行動することが不可欠であることから、情報提供や学習機会を増やし、意識啓発を推進することが課題です。

関連するSDGsの目標



●課題2 資源化を推進する

令和元年度のリサイクル率21.8%は、国平均（H30：19.9%）、県平均（H30：15.2%）、類似自治体平均（H30：16.3%）を上回っていますが、平成26年度以降、年々減少傾向にあります。

「分ければ資源、混ぜればごみ」の意識のもと、何が資源として再利用できるのかを認識してもらい、排出段階における資源の分別及び排出ルールを徹底し、リサイクル率の向上を図ることが課題です。

関連するSDGsの目標



●課題3 事業者によるごみの発生抑制を推進する

事業系ごみは、排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、今後も事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取組みを推進し、更なる削減を図ることが課題です。

関連するSDGsの目標



●課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

燃やせるごみ、燃やせないごみには、資源化できるものが多く含まれており、資源化の推進、適正処理を図るために、ごみの分別を徹底することが課題です。

また、ごみ排出量の変化、分別区分の変更、地域の高齢化等、状況に応じた柔軟な収集体制の構築が必要です。

関連するSDGsの目標



●課題5 安全で安定した処理を行う

燃やせるごみについては、委託して焼却処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するために、本町において可能な限り排出量を抑制し、ごみ質の安定化を図ることが課題です。

また、資源ごみの処理に関しては、経済性・効率性を考慮し、民間事業者への処理委託を継続するとともに、処理体制の充実を図ることが必要です。

関連するSDGsの目標



●課題6 適正処分を継続する

燃やせないごみについては、可能な限り資源を回収し、リサイクル率の向上、処分量の削減を図ることが必要です。

関連するSDGsの目標



第3節 ごみ処理基本計画

1 基本目標

近年「海洋プラスチックごみ問題」や「食品ロス問題」が深刻な環境問題として取り上げられており、SDGs（持続可能な開発目標）においても、海洋ごみ・食品ロスをはじめとする廃棄物の削減が目標に掲げられています。

地球環境の将来を見据えて一人ひとりが環境を意識し、人と地球にやさしい生活様式を取り入れ、地域においてごみの発生抑制や再利用、リサイクルなどに努め循環型社会を構築するため、ごみ処理における基本的な目標を次のとおりとします。

《 ごみ処理計画の基本目標 》

大目標：一人ひとりが環境について考え、学び、実践することのできる町づくりを目指す

- 目標 1：資源が循環して活用されるまち
- 目標 2：ごみの排出者責任が町民・事業者に浸透しているまち
- 目標 3：行政、町民、事業者が協働で取組むまち
- 目標 4：処理・処分体制が充実したまち
- 目標 5：町民がリサイクルに取組みやすいまち
- 目標 6：生活環境が保全されているまち

2 基本方針

基本目標を達成していくための取組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：行政、町民、事業者の協働による地域循環圏の形成

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

ごみの減量化・資源化を最優先事項とし、町民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行います。

町は町民・事業者の取組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組みを推進していきます。

方針2：循環型社会基盤の整備・充実

対応する課題： 課題4 課題5 課題6

ごみは混ぜると資源にできませんが、紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類等、種類ごとに分けることによって、それぞれの素材ごとに様々な形でリサイクルされます。

分別を徹底し効率的・効果的に資源が循環する社会を行政、町民、事業者で創造します。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を推進します。

3 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、行政、町民、事業者はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

行政、町民、事業者のそれぞれの役割は次のとおりです。

町民の役割

町民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの発生抑制・資源化への取組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざした生活様式を見直し、暮らしの中でごみの発生抑制・再使用を実践していくことが求められます。

町民は、住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加を行い、環境に配慮した購買を心がけるなど、すぐにできること、実行できそうなことから取組んでいきます。

そうした積み重ねが、ごみの減量化の効果につながります。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、資源化できるものは、分別し再使用、再生利用していく必要があります。

環境にやさしく資源循環に配慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などに取組みます。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品資源化方法のPRを行い、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、町民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていきます。

また、事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、事業者同士でリサイクルの環を広げる等ごみを発生させない社会づくりを目指します。

行政の役割

町は、自ら率先してグリーン購入^{※1}、再使用、再生利用に努めます。

町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている町民や事業者などに対する支援を行い、連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れます。

また、ごみの適正処理を推進するための手段の一つとして、近隣自治体と広域的な処理について検討します。

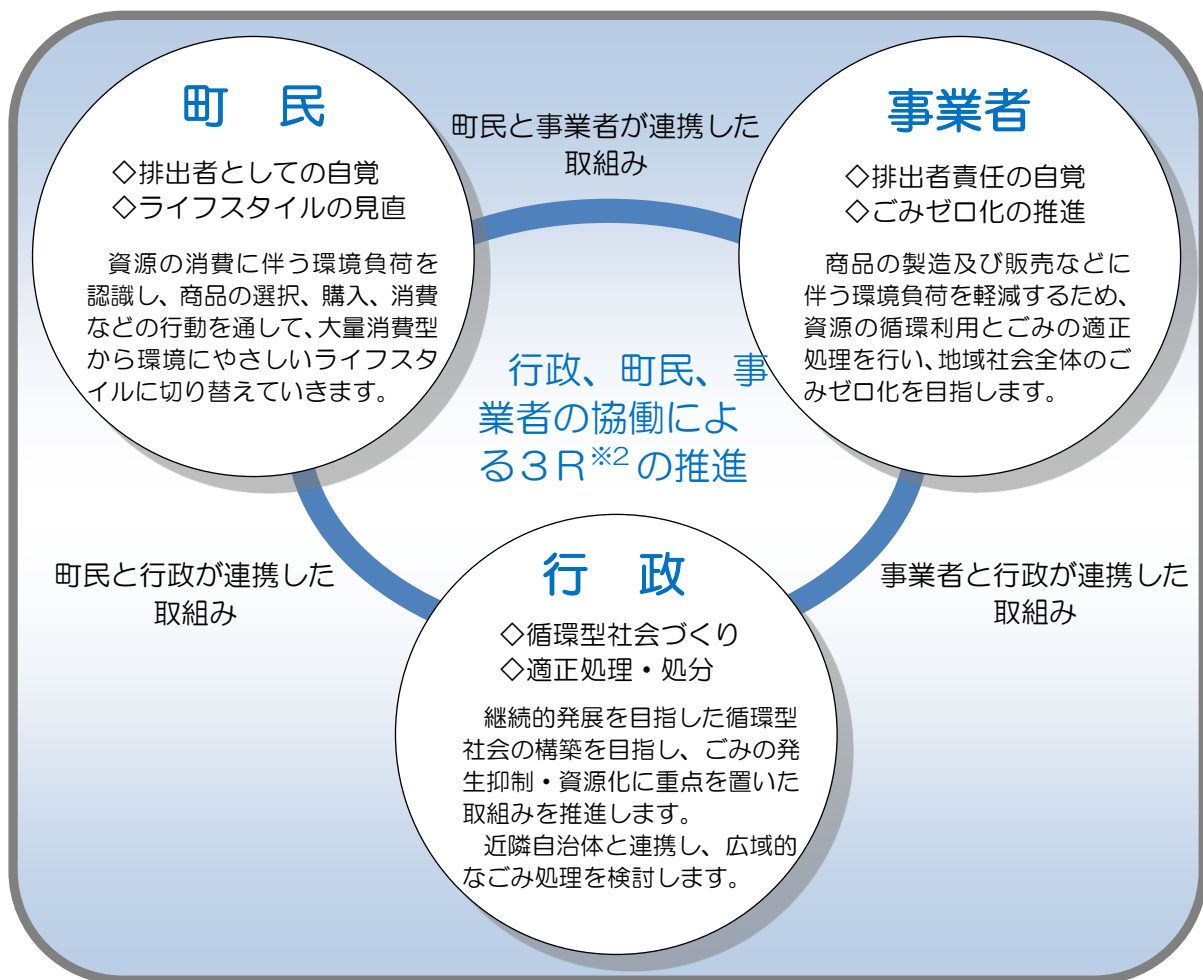


図 3-3-1 行政、町民、事業者の役割

※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

※2 3R：Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの

4 ごみの発生量及び処理量の見込み

1) 将来人口

将来人口の設定結果は、図 3-3-2 に示すとおりです。

本計画目標年次である 10 年後の令和 12 年には、12,541 人となり、令和 2 年の 12,973 人より約 430 人減少することが見込まれます。

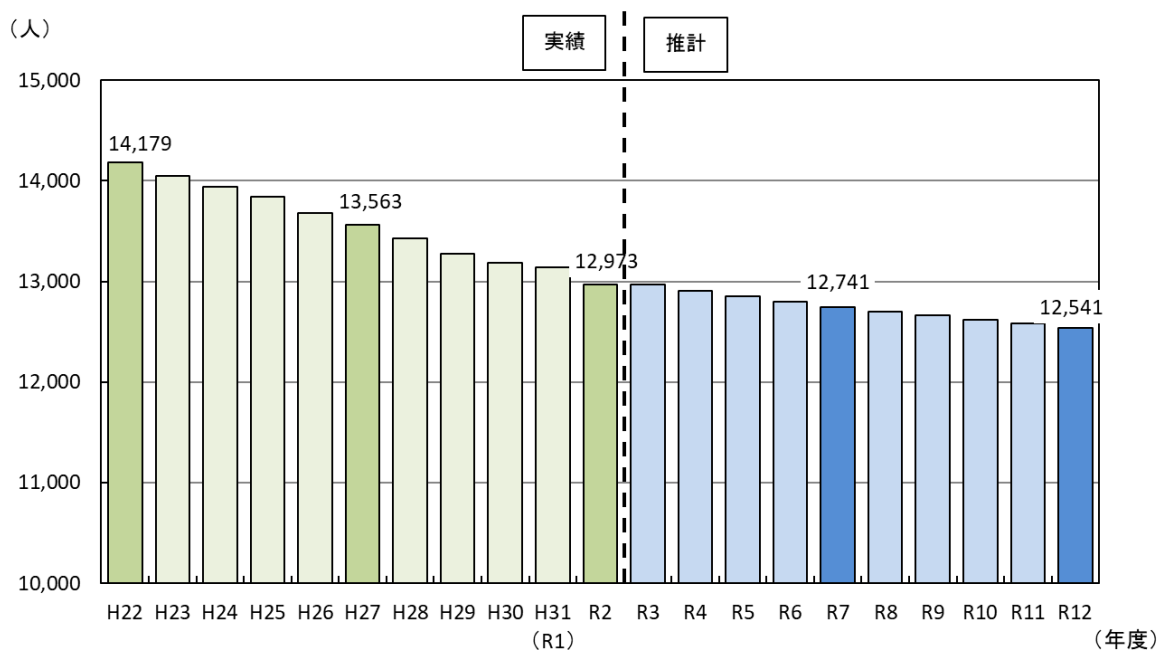


図 3-3-2 将来人口の推移

なお、推計値は、令和 2 年 3 月策定「第 2 期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」(以下「子ども・子育て支援事業計画」という。)の人口推計を基に算出しました。^{※3}

本計画では年度の間となる 9 月 30 日時点の人口を採用しますが、子ども・子育て支援事業計画では 3 月 31 日時点の人口を採用しているため、半年間の人口推移を考慮して推計しました。

※3 人口推計値の算出方法

年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	合計
9月30日時点の人口 ①	14,179	14,050	13,940	13,840	13,678	13,563	13,424	13,274	13,187	13,139	12,973	12,969
3月31日時点の人口 ②	14,237	14,141	13,993	13,893	13,760	13,603	13,473	13,354	13,212	13,185	13,095	13,037
9月30日と3月31日の人口の差 ①-②	△ 58	△ 91	△ 53	△ 53	△ 82	△ 40	△ 49	△ 80	△ 25 [※]	△ 46	△ 122	△ 674

9月30日と3月31日の人口の差の合計値を10年で除して、1年あたりの平均値を算出する。合計値△674人/10年=△67.4人=△68人

子ども・子育て支援事業計画の推計値から“68人”を減じた人数を本計画における人口の推計値とする。

※平成30年度の△25人は異常値につき除外する。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
子ども・子育て支援事業計画の推計値 ③	13,037	12,979	12,921	12,863	12,809	12,769	12,729	12,689	12,649	12,609
本計画における人口の推計値 ③-68人	12,969	12,911	12,853	12,795	12,741	12,701	12,661	12,621	12,581	12,541

2) 達成目標の設定

本計画に基づき、行政、町民、事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

(1) 減量化目標

《減量化目標》

令和元年度における原単位 595g/人・日を
令和12年度までに 585g/人・日以下（約2%減） とすることを目指します。

※令和元年度実績 595 g/人・日で目標値 585 g/人・日は毎日ポケットティッシュ1個（10g）分の減です。

(2) 資源化目標

《資源化目標》

令和元年度におけるリサイクル率 22%を
令和12年度までに 24%以上（約2ポイント増） とすることを目指します。

5 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の取組み施策

本町のごみ処理の課題を踏まえ、本計画において取組む施策の体系は、図 3-3-3 に示すとおりです。

本計画において、重点的に取組む項目と個別の施策を示します。

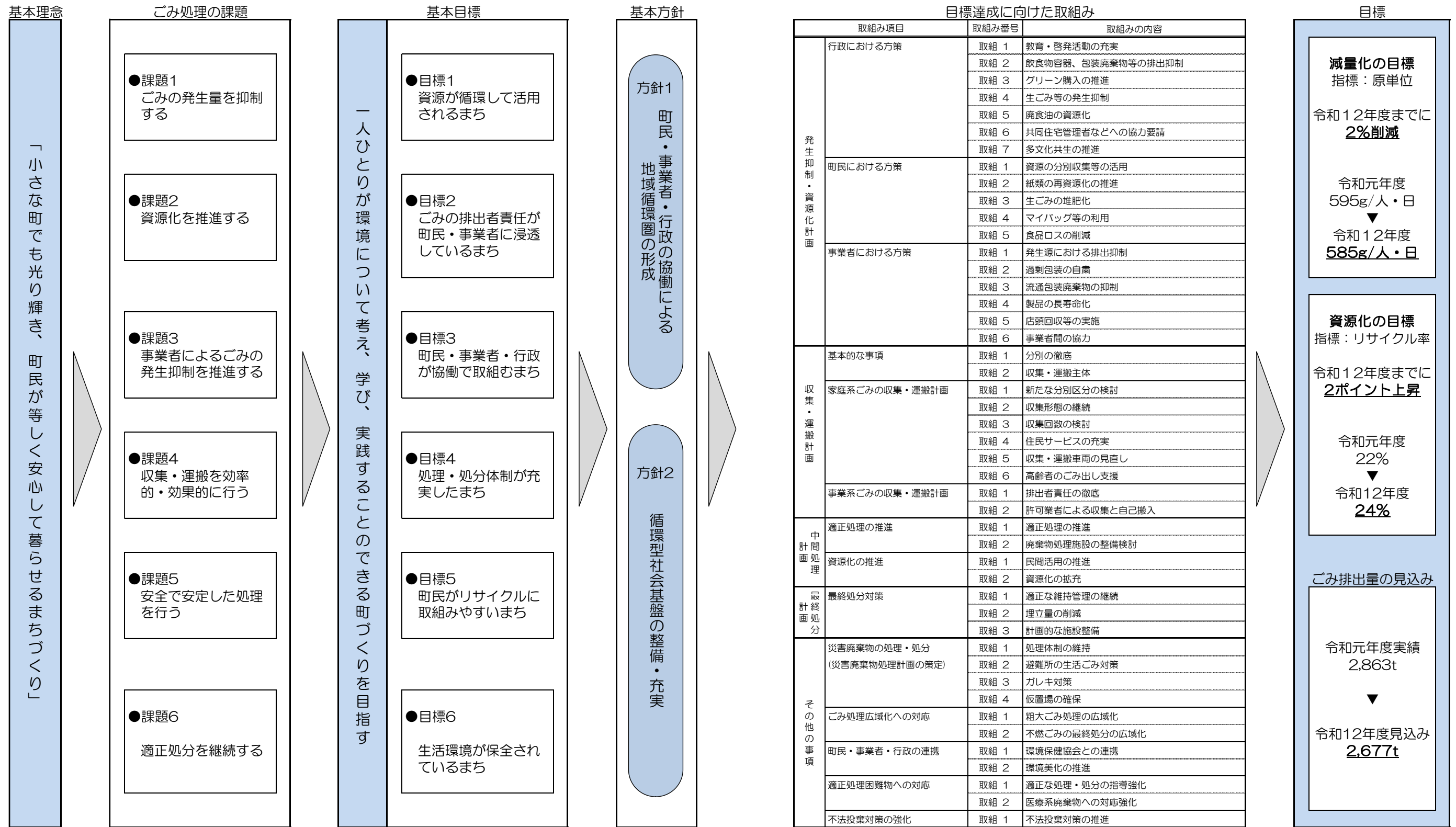


図 3-3-3 取組み施策の体系

1) 発生抑制・資源化計画

行政、町民、事業者が連携して行動することにより、3R（Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)）を推進します。主体ごとの取組みの体系は、表 3-3-1 に示すとおりです。

表 3-3-1 取組みの体系（発生抑制・資源化計画）

取組み項目	取組み番号	取組みの内容	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		取組 2	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 3	グリーン購入の推進
		取組 4	生ごみ等の発生抑制
		取組 5	廃食油の資源化
		取組 6	共同住宅管理者などへの協力要請
		取組 7	多文化共生の推進
	町民における方策	取組 1	資源の分別収集等の活用
		取組 2	紙類の再資源化の推進
		取組 3	生ごみの堆肥化
		取組 4	マイバッグ等の利用
		取組 5	食品ロスの削減
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	製品の長寿命化
		取組 5	店頭回収等の実施
		取組 6	事業者間の協力

(1) 行政における方策

取組 1：教育・啓発活動の充実

① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために町内の小学校で収集・処理に関する動画や副読本を教材として提供するほか、最終処分場見学の手配を設けます。これにより、ごみと資源の正しい分別や3Rの大切さを学習する機会が提供され、ごみに関する学習が行われます。

○副読本は、学校教育課で作成したものを使用しています。

② 生ごみ処理器等の斡旋

町民が、環境保全や資源循環に対する行動を習得してもらうために、環境保健協会が生ごみ処理器等を斡旋します。

○コンポスト、水切り容器、タイヒパウダーの斡旋

③ 情報提供

町民に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取組みに関する情報等を広報、ホームページ等を介して提供します。

○冊子「ごみと資源の出し方 ごみ分別の手引き」提供

○分別方法や収集日に関する情報を広報、ホームページ等で提供

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、町民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

○町民による資源ごみ分別の実施

○子ども会による資源ごみ集団回収の実施

⑤ 事業者からの廃棄物発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。

啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、町民との協働による取組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○事業者向けのごみ減量化・資源化等の啓発

取組2：飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

スーパーなどによる店頭回収等の普及により、町民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

また、事業者に過剰な容器包装をしないように求めます。

○事業者が店頭回収をPRする等への協力

○事業者による過剰包装の抑制を求める

取組3：グリーン購入の推進

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組みが重要であることから、町は率先してコピー紙の再生品を使用します。

○グリーン購入、資源分別回収等による行動

取組4：生ごみ等の発生抑制

燃やせるごみに含まれる厨芥類は約8割が水分であるため、水分を減らすことでごみの減量化を図ることが可能です。家庭における生ごみ削減のため、生ごみを乾燥処理する「生ごみ処理機」の設置に対する補助金制度の周知を図り、活用を促進します。

○生ごみ処理機購入者への町補助金案内

取組5：廃食油の資源化

廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化（BDF化）します。

- BDF燃料製造ため、廃食油の回収

取組6：共同住宅管理者などへの協力要請

共同住宅等のごみステーションに関しては、その建物管理者等が管理することが原則となっているため、ごみの分別や排出ルールが守られていない場合には、管理者等に対し、改善に向けた協力要請を行います。

- 共同住宅等の管理者・経営者に対する協力要請等
- ごみの分別や排出方法チラシの提供

取組7：多文化共生の推進

近年、外国人転入者が増加していることから、日本語が理解できなくても、正しいごみの分別や排出方法を理解できる環境をつくり、多文化共生を目指します。

ごみ分別のチラシについては、すでに英語、中国語、ベトナム語の翻訳版が用意してありますが、今後も外国人の転入状況に応じて、新たな翻訳語版を作成します。

- チラシの翻訳語版や簡易版ごみ出しカレンダー等の作成・配布
- ごみの分別や排出方法に関する映像作品の制作・公開

(2) 町民における方策

取組1：資源の分別収集等の活用

町民は、町が行っている資源ごみの分別収集を活用し、資源化を推進します。

また、子ども会が中心となって行っている資源ごみの集団回収に保護者も積極的に協力して行います。

取組2：紙類の再資源化の推進

過去6年間に於ける燃やせるごみの種類組成のうち、紙・布類の占める割合が最も多く、平均して約53%となっています。

ごみの減量化・資源化は分別の徹底が必要であり、分別の強化によってある程度まとまった量の紙類を回収するシステムの構築を推進します。

取組3：生ごみの堆肥化

町民は、燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。

取組4：エコ（マイ）バッグ等の利用

SDGsターゲット14.1において、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」

ことを目標としています。

群馬県は海に面していませんが、風化したプラスチックごみが川を渡り、海へと流れ着いてしまう恐れがあることから、決して海洋ごみ問題も他人事ではありません。

町民は、令和2年7月1日よりレジ袋が有料化されたことに伴い、買い物時にエコ（マイ）バッグを使用し、レジ袋を使用しないことにより、プラスチック排出を抑制します。また、マイボトル等を携帯し、使い捨て容器の使用を抑制します。

取組5：食品ロスの削減

SDGsターゲット12.3において、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことを目標としています。

町民は、食べきれない食材は買わない、食べられる分だけ調理する、会食や宴会時の3010運動^{※4}などを心がけることで食べ残しの解消に努めます。

※4 3010運動：会食や宴会時の食べ残しを減らすために、〈乾杯後30分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き10分前〉になったら、自席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するキャンペーン

(3) 事業者における方策

取組 1：発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制・資源化を推進します。

取組 2：過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 3：流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 4：製品の長寿命化

事業者は、製品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、製品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 5：店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを町民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 6：事業者間の協力

事業者は、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

2) 収集・運搬計画

町民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

町が行う取組みの体系は、表 3-3-2 に示すとおりです。

表 3-3-2 取組みの体系（収集・運搬計画）

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討
		取組 2	収集形態の継続
		取組 3	収集回数の検討
		取組 4	住民サービスの充実
		取組 5	収集・運搬車両の見直し
		取組 6	高齢者のごみ出し支援
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と自己搬入

(1) 基本的な事項

取組 1：分別の徹底

町民に対して、ごみの分け方・出し方、甘楽町ごみ分別収集の手引き等に従って分別を徹底するよう広報紙やホームページ等を用いて周知を図るとともに、住民に直接説明する場を設け、分別に対する意識改革を促します。

環境保健協会と連携し、分別状況が良くないステーションの指導を強化します。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組 2：収集・運搬主体

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集又は直接搬入を原則とします。

(2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

取組 1：新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性や住民サービスを考慮して新たな分別品目の検討を行います。

○広域化による粗大ごみの回収

○プラスチック製容器包装類以外のプラスチック製品の資源化

取組2：収集形態の継続

収集の効率性などを踏まえ、ステーション方式及び拠点回収方式による収集を継続します。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装類については、指定袋制を継続します。

取組3：収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は、本計画に基づく取組みの効果（ごみ発生抑制、資源化の程度）を踏まえ、今後、収集方法及び収集回数を検討します。特に、プラスチック製容器包装類（週1回収集）と分別収集（月1回収集）の収集回数については、懸案事項でもあるため、重点的に検討することとします。

取組4：住民サービスの充実

可燃ごみ週二回の収集を継続します。

ごみ処理の広域化を進め、回収できないごみの種類を減少させます。

取組5：収集・運搬車両の見直し

収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては低公害車の利用を検討します。

取組6：高齢者のごみ出し支援

高齢者世帯で、地区のごみステーションにごみ出しが困難な方に対し、臨戸回収などごみ出しの支援を行います。

また、状況に応じて、ごみステーションや分別収集場所の増設を検討します。

○社会福祉協議会やボランティア連絡協議会による臨戸回収

(3) 事業系ごみの収集・運搬計画

取組1：排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

取組2：許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、許可業者に収集を依頼するか、自ら富岡市清掃センターへ直接搬入します。

事業系一般廃棄物として処理できるのは、生ごみと紙くずです。

3) 中間処理計画

分別収集したごみの資源化を優先し、民間活用等によりごみの種類ごとに適正かつ効率

的な処理を推進します。取組みの体系は、表 3-3-3 に示すとおりです。

表 3-3-3 取組みの体系（中間処理計画）

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
中間 計画 処理	適正処理の推進	取組 1	適正処理の推進
		取組 2	廃棄物処理施設の整備検討
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充

(1) 適正処理の推進

取組 1：適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

- (1) 古紙類（新聞、ダンボール、紙パック、本、雑誌、雑紙）
民間事業者の施設で一時保管し、直接資源化します。
- (2) 缶類（アルミ缶、スチール缶）
民間事業者の施設で一時保管し、直接資源化します。
- (3) びん類（無色、茶色、その他の色）
民間事業者の施設で一時保管し、直接資源化します。
- (4) ペットボトル
民間事業者に処理を委託し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化します。
- (5) プラスチック製容器包装類
民間事業者に処理を委託し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化します。
- (6) 蛍光灯、電球
専門の処理業者に処理、資源化を委託します。
- (7) 廃食油
専門の処理業者にBDF化を委託します。
- (8) 燃やせるごみ
焼却処理（委託）を継続します。焼却残渣は埋立処分します。
- (9) 燃やせないごみ（不燃物）
不燃物は、本町の最終処分場で埋立処分します。
- (10) 金属類・小型家電類
金属類・小型家電類は、民間事業者に処理、資源化を委託します。

(11) 木くず類

民間事業者の施設で一時保管し、直接資源化します。

(12) 粗大ごみ

粗大ごみの内タンス類等は、民間事業者の施設で一時保管し、木くずとして運搬し民間事業者中間処理施設でチップに資源化されています。令和3年10月より富岡市に可燃性粗大ごみを処理委託します。^{※5}

(13) 乾電池類

専門の処理業者へ引渡し資源化します。

(14) 剪定枝

民間事業者でチップ化し、リサイクルします。

(15) 衣類

通常燃やせるごみとして処理しますが、年1回古着リサイクル回収を役場前庭で実施しており、このときに回収した衣類は専門の処理業者へ引渡し資源化します。

取組2：廃棄物処理施設の整備

本町から出る燃やせるごみは、富岡市にて委託処理しています。また、燃やせないごみ（不燃物）は、町の最終処分場（白倉）で埋立処分しています。

今後も、最終処分場（白倉）の修繕計画に基づいて、各機器の点検、必要に応じた修繕等、施設が長期に渡って利用できるような適正な維持管理を行います。

(2) 資源化の推進

取組1：民間活用の推進

リサイクルに関しては、民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で、町の資源化事業を委託していきます。

取組2：資源化の拡充

資源分別回収、新たな分別回収品目の設定に備え、民間活用、広域処理の可能性などを検討します。

※5 粗大ごみ処理施設は、町にないため富岡市に処理委託を協議中です。

富岡市が受入れるのには地元（上高尾、下高尾、上黒岩、下黒岩、小野地区）で説明会を開催して、住民の承諾を得る必要があります。粗大ごみ処理委託は、令和3年10月から開始されます。

4) 最終処分計画

不燃物類の安全、安定した最終処分を行います。取組みの体系は、表 3-3-4 に示すとおりです。

表 3-3-4 取組みの体系（最終処分計画）

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
最終 計画 処分	最終処分対策	取組 1	適正な維持管理の継続
		取組 2	埋立量の削減
		取組 3	計画的な施設整備

(1) 最終処分対策

取組 1：適正な維持管理の継続

最終処分場（白倉）は、環境保全に十分配慮し遮水工（二重遮水シート）、水処理施設等を備えた管理型の施設です。その機能を十分発揮するために、適正な維持管理を継続します。

取組 2：埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取組みや資源ごみの分別の徹底により、埋立量を削減し、施設の供用期間の延長を図ります。

取組 3：計画的な施設整備

現有施設の残余容量を考慮しながら、計画的な最終処分場施設修繕により施設延命化を行います。

5) その他の事項

その他関連する事項に関する取組みの体系は、表 3-3-5 に示すとおりです。

表 3-3-5 取組みの体系（その他の事項）

取組み項目	取組み番号	取組みの内容	
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分 (災害廃棄物処理計画の策定)	取組 1	処理体制の維持
		取組 2	避難所の生活ごみ対策
		取組 3	ガレキ対策
		取組 4	仮置場の確保
	ごみ処理広域化への対応	取組 1	粗大ごみ処理の広域化
		取組 2	不燃ごみの最終処分の広域化
	町民・事業者・行政の連携	取組 1	環境保健協会との連携
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
		取組 2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組 1	不法投棄対策の推進

(1) 災害廃棄物の処理・処分

台風や震災などの自然災害によって発生した災害廃棄物は、一般廃棄物になるため収集運搬、処理・処分は、町により次のように取組みます。

また、甘楽町災害廃棄物処理計画^{※6}を策定します。

取組 1：処理体制の維持

災害廃棄物は、本町が主体となり、処理を行うことを基本とします。

被害が甚大な場合には県、近隣市町、関係機関、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した収集運搬、処理・処分の維持を図ります。

取組 2：避難所の生活ごみ対策

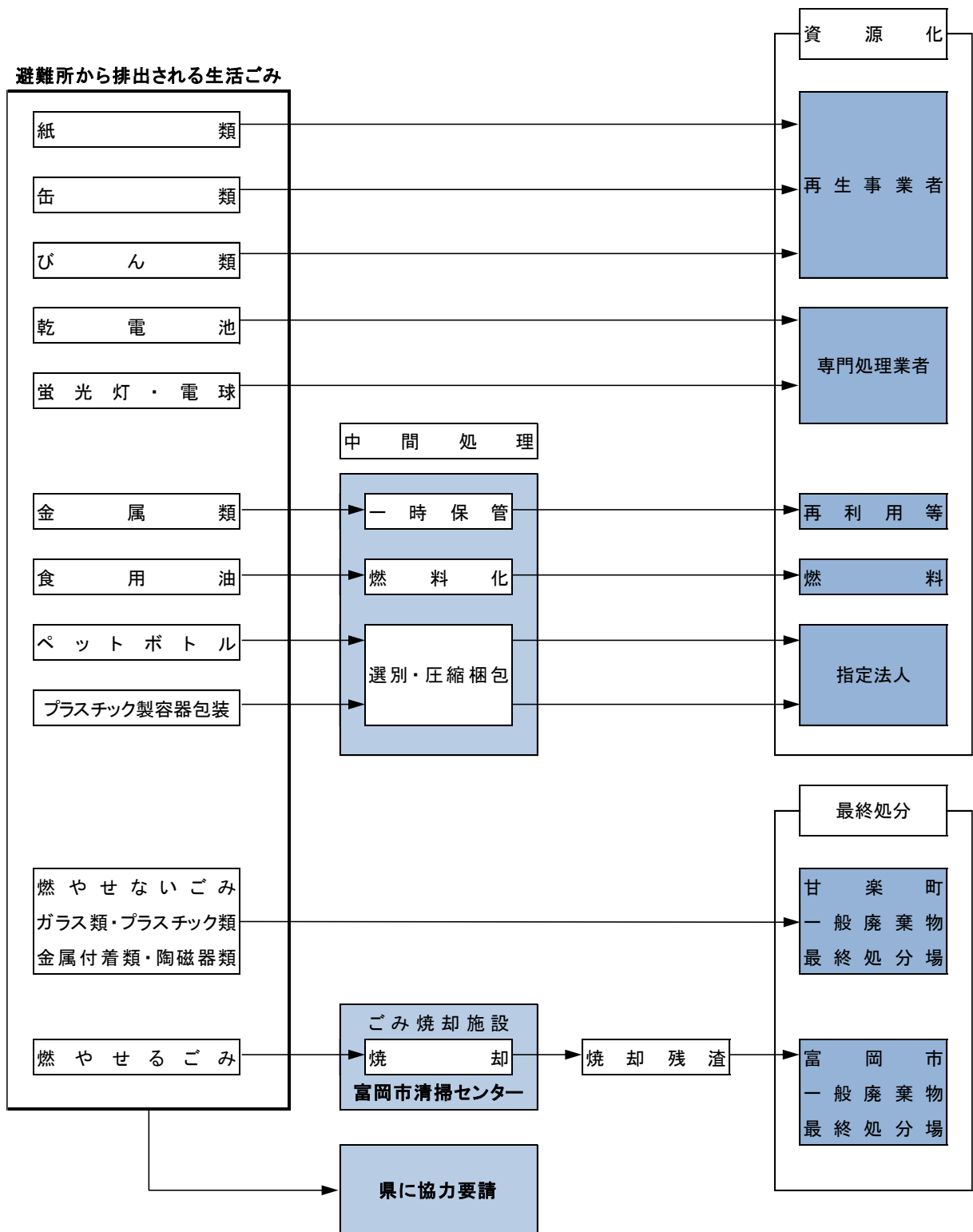
避難所で発生する生活ごみについては、平常時と同じ分別区分とします。

ただし、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集・運搬が行われるよう、他の廃棄物とは別に保管します。

分別収集で使用している専用コンテナ（缶類、びん類、スプレー缶など）が避難所に設置できない場合は、段ボール等で簡易的な分別ボックスを設置する等、確実に分別できる方法を検討します。収集・運搬については、平常時の収集ルートに避難所を追加する等、状況に応じてルートを変更し収集します。その際、生ごみ等腐敗性の高いものについては優先して収集・運搬を行うこととします。また、平常時に委託している処理施設等が被災により利用出来ない場合は、他市町村での広域処理や、民間業者等へ協力を要請する等、円滑な処理体制を整えます。

※6 甘楽町には中間処理施設等の焼却施設が無いため、国・県内に本町と同様な自治体で災害廃棄物処理計画を策定した事例があるか調査をしています。

生活ごみ（避難所ごみ）の処理基本フローは図 3-3-4 に示すとおりです。



出典：甘楽町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂計画）を一部編集

図 3-3-4 生活ごみ（避難所ごみ）の処理基本フロー

取組 3：ガレキ対策

倒壊家屋から大量に発生が予想されるガレキ等の粗大ごみは、仮置場等を確保し、町が処理を行います。

消火器、灯油、ガスボンベなど有害物・危険物や布団、畳など処理困難物については、民間業者等へ処理委託を行います。

災害廃棄物処理では、木くず、コンクリートがら、廃家電、廃金属類などは、できる限り資材としてリサイクルします。リサイクルが困難な不燃物等については、適切に最終処分を行います。

取組 4：仮置場の確保

被災時における災害廃棄物の一時保管を行うため、公共用地等により、仮置場を確保します。

特に水害の場合、水にぬれた畳や家具、家電等が震災に比べて被災家屋から搬出する時期が早くなる傾向があるため、仮置場の設置を急ぐ必要があるため、事前に候補地リストを作成するなど、発災後速やかに対処できるようにしておく必要があります。

仮置場のイメージを図3-3-5に示します。仮置場では処理の効率化及び資源化の向上を目的に分別を徹底することが重要になります。

なお、図3-3-5で示すような複数の「ごみの山」を集積する規模の用地確保が困難な場合は、町内に複数仮置場を設置して、集積する「ごみの山」の種類を区分するように取組みます



図 3-3-5 仮置場の配置イメージ図

(2) ごみ処理広域化への対応

近年、ごみ処理事業の効率化を図るため、複数の市町村が一部事務組合を設置して、ごみ処理広域体制を構築しています。県においても、県内一般廃棄物処理の広域化の方向性を示す「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」の中で、一般廃棄物処理の広域化を推進しています。本町は、県のマスタープランでは、藤岡富岡ブロックに該当します。

富岡市甘楽郡地域市町村と各市町村で構成されている一部事務組合で、ごみ処理事業の広域化を進めるために、協議を行ってきました。今後も、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽西部環境衛生施設組合、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び本町は、ごみ処理、し尿処理、火葬場など広域化に向けて協議を行っていきます。

取組 1：粗大ごみ処理の広域化

現行のごみ処理体制に加え、粗大ごみの広域処理の実現に向け、富岡市甘楽郡地域でごみ広域処理体制を推進するための協議を行っていきます。

取組 2：不燃ごみの最終処分場の広域化

現在、不燃ごみの最終処分場として使用している最終処分場（白倉）は、計画では令和11年3月までが供用期間となっています。

令和11年4月以降の最終処分場については、富岡市との広域化に向けて協議を行っていきます。

(3) 行政、町民、事業者の連携

取組 1：環境保健協会との連携

行政、町民、事業者の三者の協働による取組みを効率的・効果的に推進するために環境保健協会との連携を深め、地域に根ざした活動を推進します。

取組 2：環境美化の推進

町内一斉清掃（ごみゼロの日）の実施、環境美化推進員、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、町民・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

自主的に美化活動を行う行政連絡区やボランティア団体等の活動を支援します。

(4) 適正処理困難物への対応

取組 1：適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等本町で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

古タイヤ、廃バッテリー、自転車、布団、小型家電等については、年1回有料で回収し、処理困難物の適正処理を図ります。

取組 2：医療系廃棄物への対応強化

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

(5) 不法投棄対策の強化

取組 1：不法投棄対策の推進

広報紙やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者と協力して不法投棄対策を推進します。

○監視体制の強化

環境美化推進員、地域ボランティア及び町職員によるパトロール等定期的な監視体制の強化、拡充を図ります。

○町民、各種団体との連携

町民、環境保健協会、県、警察との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講じます。

○防犯カメラの設置

同一箇所で被害が多発する場合には、群馬県が貸し出している防犯カメラを設置するなどの措置を講じます。

6 ごみ処理計画

1) 発生・排出抑制計画

(1) ごみ排出量及び原単位の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町のごみ排出量及び原単位の見込みは、図 3-3-6 に示すとおりです。

令和元年度ではごみ排出量は 2,863t でしたが、令和 12 年度では 2,677t となり、約 6%減少する見込みです。

また、原単位は 595g/人・日から 585g/人・日となり、約 2%減少する見込みです。

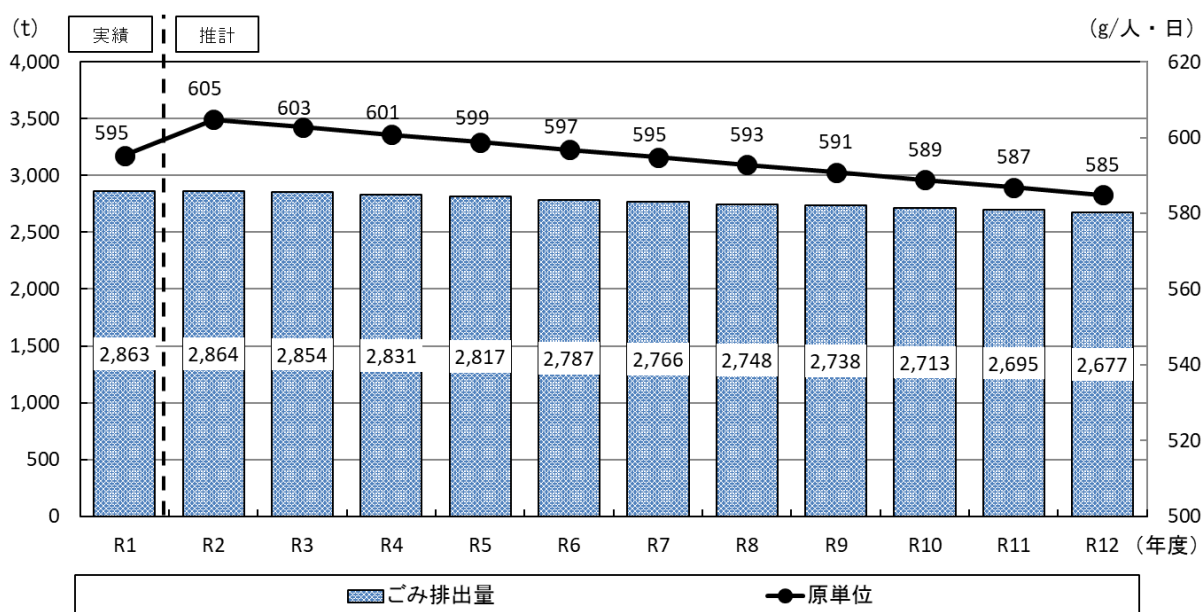


図 3-3-6 原単位及びごみ排出量の見込み

2) 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町の家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込みは、図 3-3-7 に示すとおりです。家庭系ごみ排出量については、令和元年度では 2,431t ですが、令和 12 年度では 2,248t となり、約 7%減少する見込みです。事業系ごみ排出量については、303t から 255t となり、約 16%減少する見込みです。

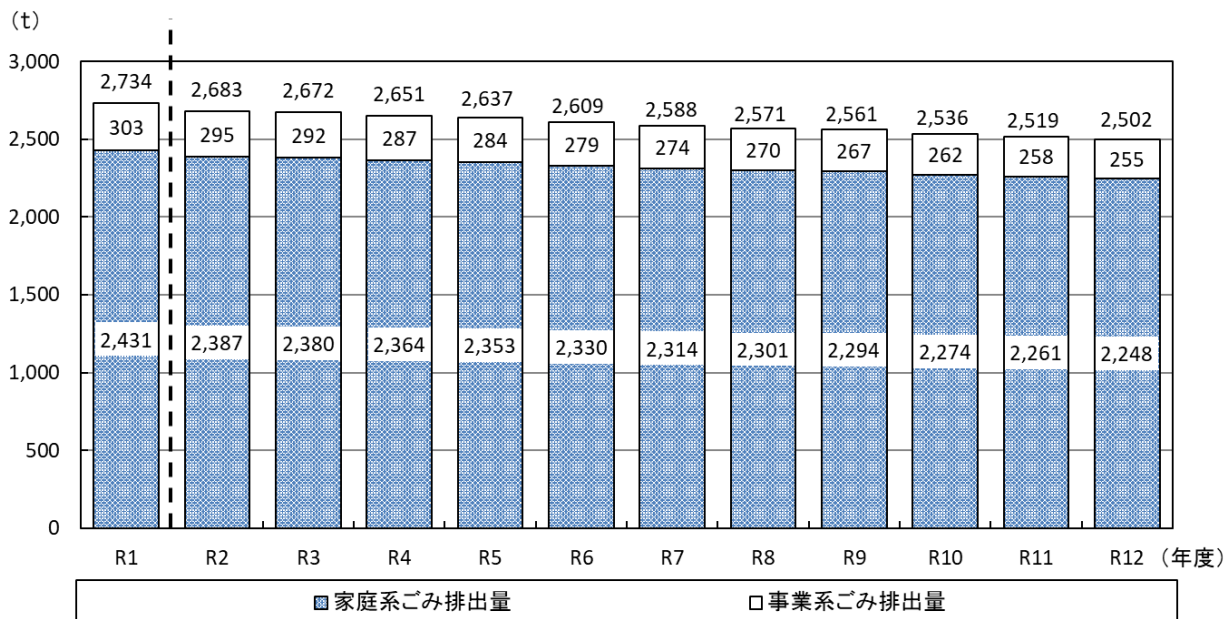


図 3-3-7 家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込み

(2) 資源化量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本町の資源化量の見込みは、図3-3-8に示すとおりです。

資源ごみの分別収集に対するPR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、リサイクル率の向上を目指します。

本町のリサイクル率は、令和元年度では約22%でしたが、令和12年度では24%となり、約2ポイント上昇する見込みです。

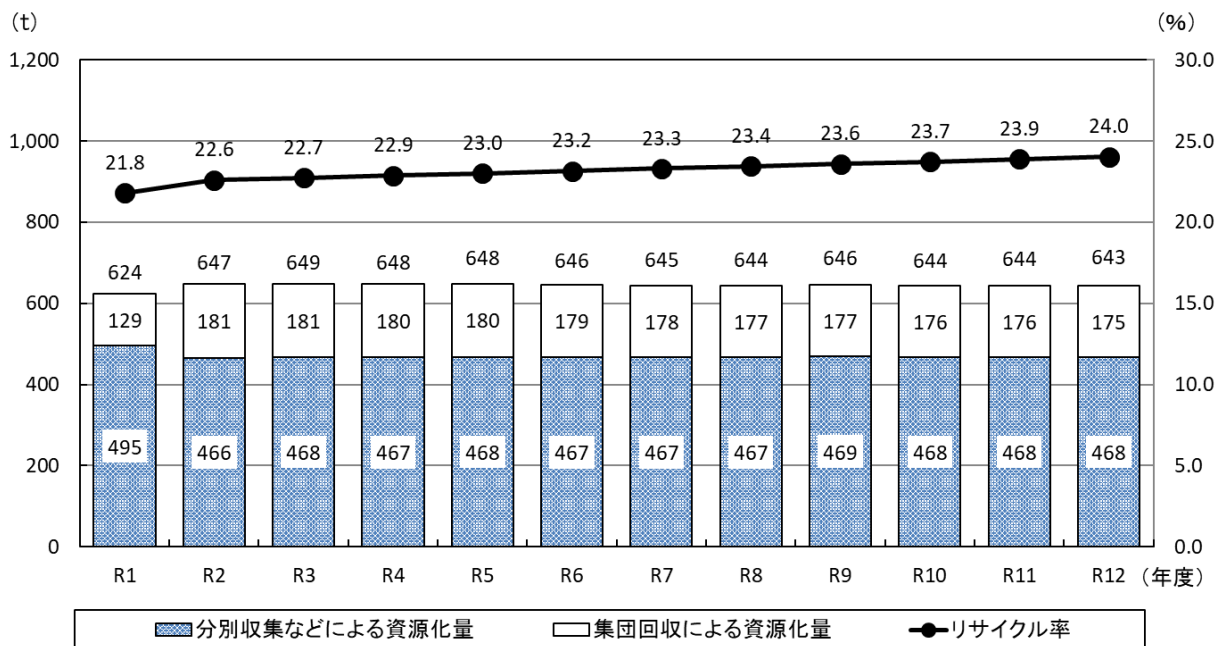


図 3-3-8 資源化量の見通し

(3) 中間処理量の見込み

① 焼却処理量

焼却処理量の見込みは、図 3-3-9 に示すとおりです。

令和元年度では 2,142t ですが、令和 12 年度では 1,944t となり、約 9%減少する見込みです。

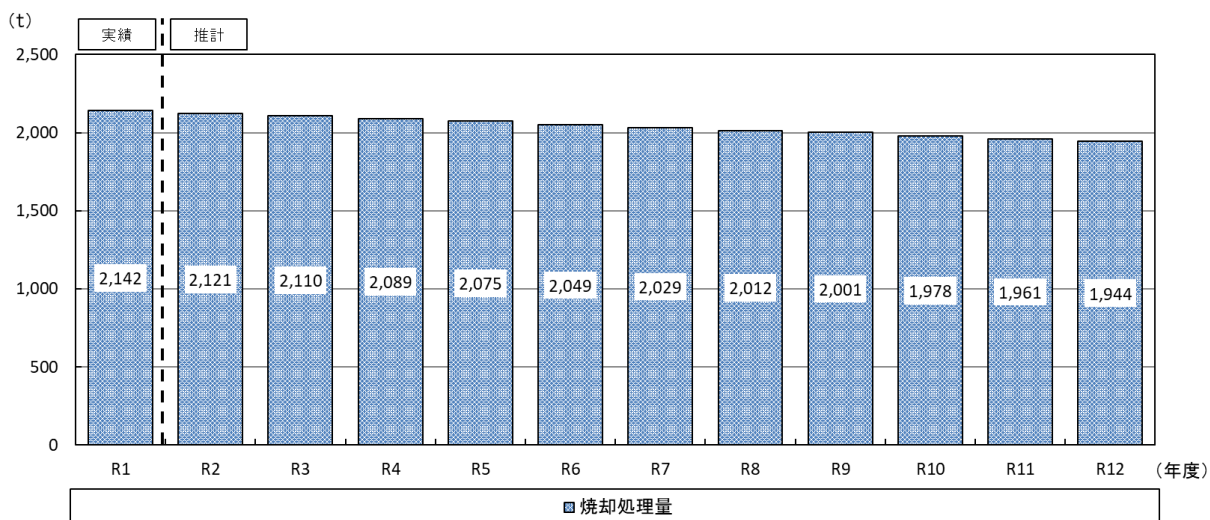


図 3-3-9 焼却処理量の見込み

② 燃やせないごみ処理量の見込み

燃やせないごみ処理量の見込みは、図 3-3-10 に示すとおりです。

本町の燃やせないごみ処理量は、令和元年度では 97t ですが、令和 12 年度では 90t となり、約 7%減少する見込みです。

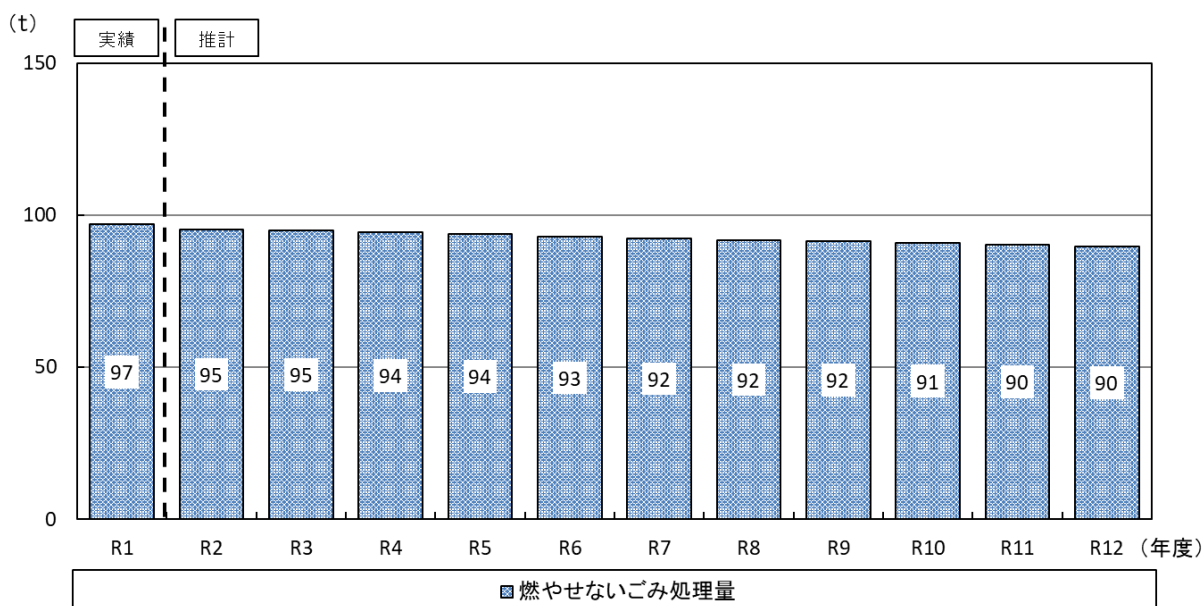


図 3-3-10 燃やせないごみ処理量の見込み

(4) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、図 3-3-11 に示すとおりです。

令和元年度では 319t ですが、令和 12 年度では 291t となり、約 9%減少する見込みです。

焼却残渣については、令和元年度では 222t ですが、令和 12 年度では 201t となり、約 9%減少する見込みです。

燃やせないごみ（不燃物）については、97t から 90t となり、約 7%減少する見込みです。

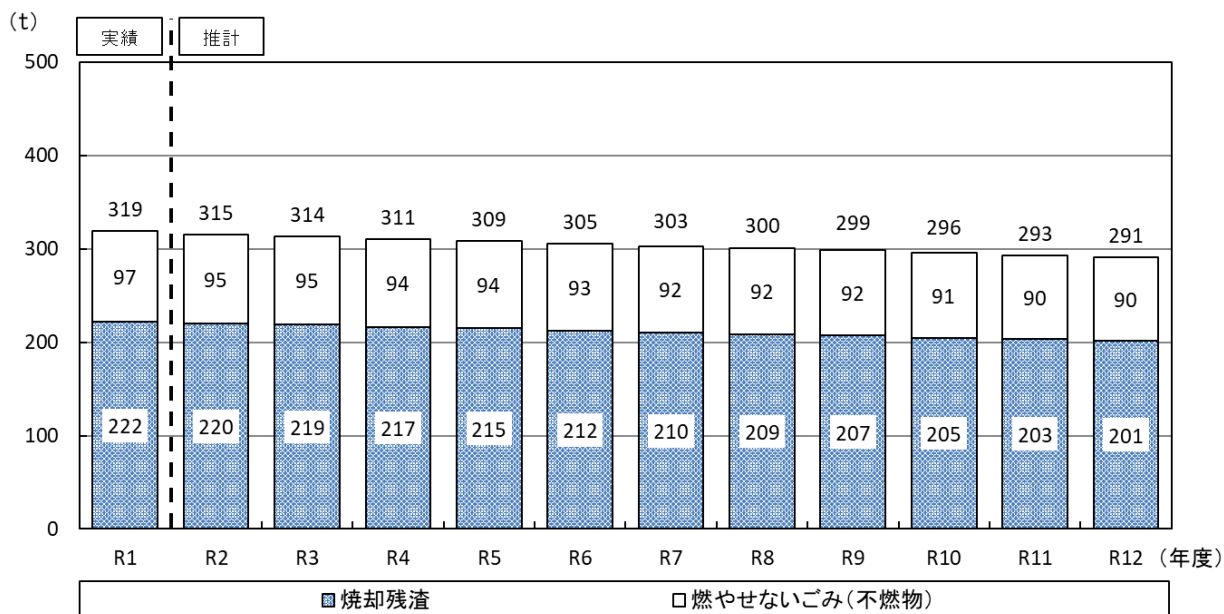


図 3-3-11 最終処分量の見込み

(5) 最終処分場（白倉）の残余容量の見込み

最終処分量（白倉）の残余容量^{※6}の見込みは、表 3-3-1 及び図 3-3-12 に示すとおりです。

過去の実績を基に試算した結果、埋立容量 24,485m³ に対する埋立比率は令和 21 年度末で 99.8%となり、埋立容量にほぼ達する見込みです。

表 3-3-1 最終処分場（白倉）の残余容量の見込み

区分	年度	実績					推計				
		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
不燃ごみ埋立量	m ³	16,075	16,351	16,626	16,900	17,172	20,586	20,847	21,107	21,367	21,627
覆土量	m ³	2,060	2,110	2,160	2,210	2,260	2,910	2,960	3,010	3,060	3,110
全埋立量	m ³	18,135	18,461	18,786	19,110	19,432	23,496	23,807	24,117	24,427	24,737
残余容量	m ³	6,350	6,024	5,699	5,375	5,053	989	678	368	58	-252
埋立比率	%	74.1%	75.4%	76.7%	78.0%	79.4%	96.0%	97.2%	98.5%	99.8%	101.0%

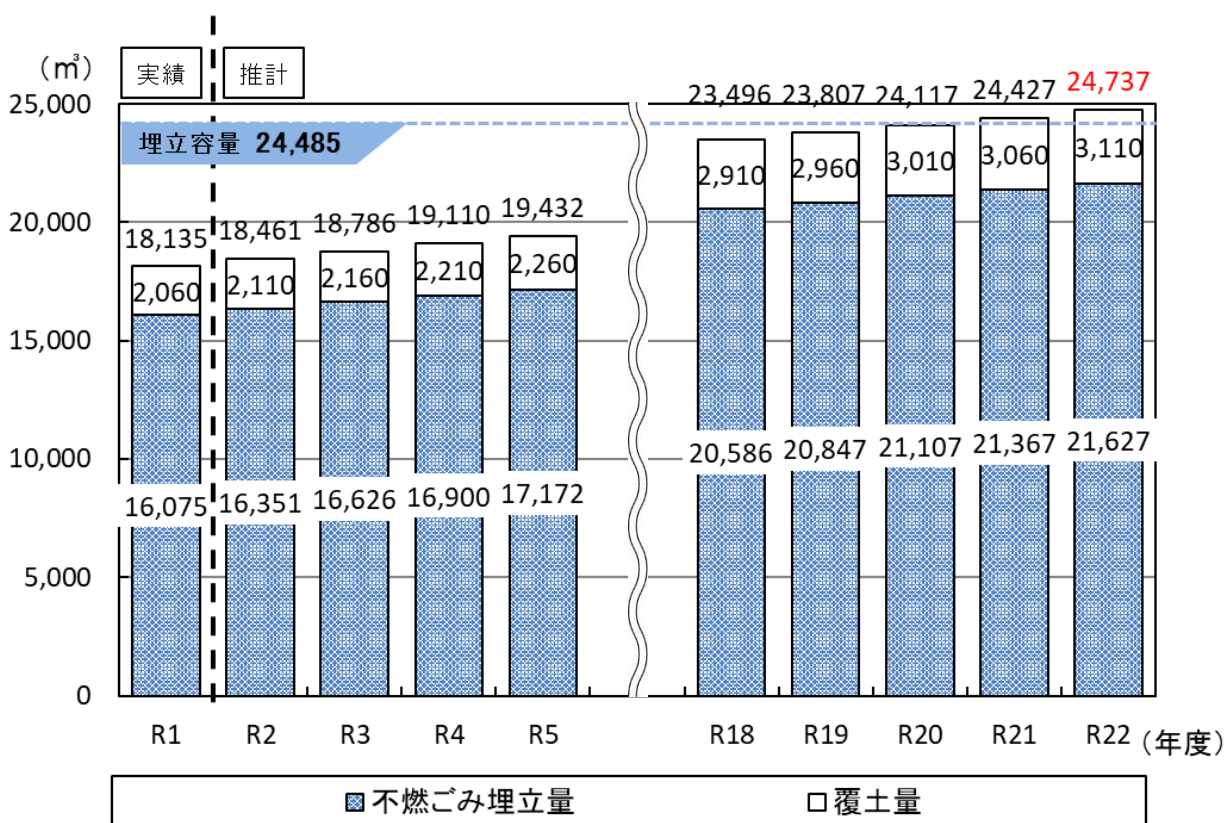


図 3-3-12 最終処分場（白倉）の残余容量の見込み

※6 最終処分場（白倉）埋立容量は、29,400 m³ ですが、平成21年度と平成24年度の残余容量測量成果によると24,485 m³ (△4,915 m³) となっています。

7 その他

1) 新型コロナウイルス感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭系ごみの収集運搬・資源化が停滞することを防ぐため、収集運搬業者や分別収集を行う関係者に対し、マスクや消毒液等の必要物資を供給します。

分別収集で分別作業を行う住民の方々が十分な間隔を確保できるように、町としても分別収集の新しい方法に取り組めます。

2) プラスチックごみ一括回収実施

今までの容器包装プラスチックごみの他に、令和4年度以降実施される家庭から出る様々なプラスチックごみ一括回収について、必要な情報を確保し実施に向けて新たな回収体制を整備します。

3) 計画の進行管理

本計画で示した取組み・施策を継続的かつ効果的に推進していくために、図 3-3-13 に示す Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のPDCA サイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組み施策の実施状況を点検・検証し、それに対する意見を反映しながら目標設定や施策内容について見直していきます。

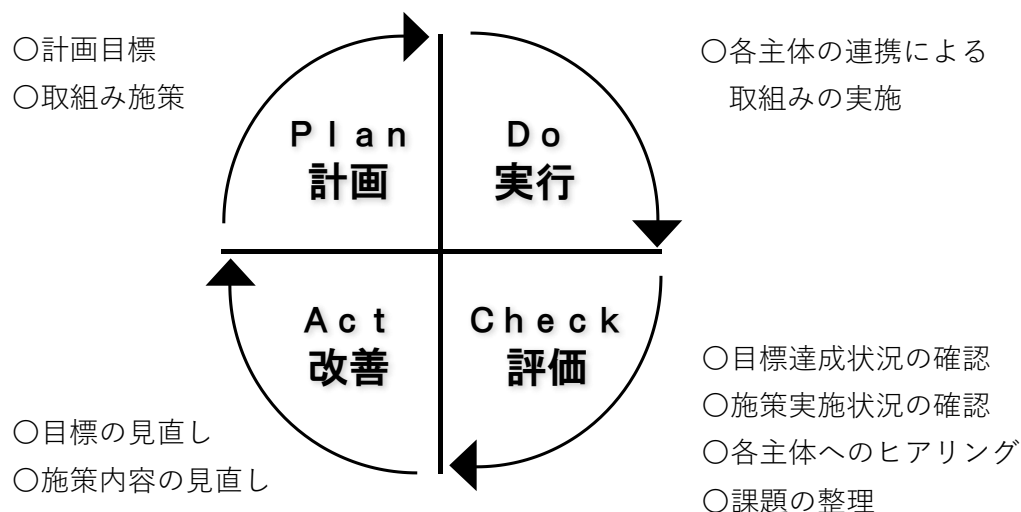


図 3-3-13 PCDA サイクルに基づく進行管理の概念図

資料編

資料2 甘楽町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和2年7月14日から令和4年7月13日まで

No.		区分	氏名	備考
1	会長	学識経験者	富岡朝男	議会議長
2	委員	学識経験者	黒澤篤	議会総務文教常任委員長
3	委員	学識経験者	近藤秀夫	甘楽町教育長
4	委員	住民代表	黛利信	区長会長
5	委員	住民代表	篠原道夫	環境保健協会長
6	委員	住民代表	桜井光江	くらしの会会長
7	委員	住民代表	吉田正一	農業委員会長
8	委員	住民代表	萩原公子	民生委員協議会女性代表
9	委員	住民代表	熊井戸良男	環境保健支部長代表
10	委員	住民代表	松浦政子	食生活改善推進協議会会長
11	委員	住民代表	新井良枝	ボランティア連絡協議会会長
12	委員	事業者代表	横山孝明	商工会長
13	委員	廃棄物業者	田村昌松	廃棄物処理業者
14	委員	職員代表	田村昌徳	企画課長

資料3 本計画策定までの経緯

年月日	会議の内容等
令和2年7月14日(火)	○第1回甘楽町廃棄物減量等推進審議会 委嘱状交付 【審議内容】 ①一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について ②今後の予定について
令和2年8月12日(水)	○第2回甘楽町廃棄物減量等推進審議会 【審議内容】 ①意見・提案等についての回答 ②意見・提案等を基にした一般廃棄物(ごみ)処理基本計画素案について ③パブリックコメントについて
令和2年9月1日(火) ~ 令和2年9月23日(水)	○パブリックコメント実施 町住民課及びホームページにて閲覧 計画素案に対しての意見・提案を募集
令和2年10月13日(火)	○第3回甘楽町廃棄物減量等推進審議会 【審議内容】 ①パブリックコメントの結果について ②一般廃棄物(ごみ)処理基本計画素案修正・確定について
令和3年1月20日(水)	○定例会議会全員協議会 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(原案)報告について
令和3年2月9日(火)	○第4回甘楽町廃棄物減量等推進審議会 【審議内容】 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(原案)最終確認について
令和3年3月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書公表



かんらちゃん

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月

編集・発行 甘楽町 住民課 環境係

〒370-2292

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

TEL : 0274-74-3131 (代表)

FAX : 0274-74-5813

URL : <http://www.town.kanra.lg.jp/>
